# 第3期 飛島村 子ども・子育て支援事業計画 (案)

## - 目 次 -

## 第1章 計画の策定にあたって

|   | 1      | 計画策定の背景                                 | 2          |
|---|--------|---|------------|
|   | 2      | 計画の位置づけ                                 | 4          |
|   | 3      | 計画の期間                                   | . 5        |
| , | 4      | 計画の策定体制                                 | 6          |
| 第 | 2      | 章 子ども・子育てを取り巻く現状                        |            |
|   | 1      | 人口や世帯等の現状                               | 10         |
|   | 2      | 子ども・子育て支援の現状                            | 22         |
|   | 3      | アンケート結果からみえる現状                          | 27         |
| , | 4      | 本村の現状からみえる課題                            | 44         |
|   | 5      | 飛島村日本一健康長寿村研究会による提言                     | 49         |
| • |        | 章 計画の基本理念、施策体系                          | <b>5</b> 0 |
|   | 1      | 基本理念                                    |            |
|   | 2<br>3 | 基本的な視点                                  |            |
|   |        | 章 施策の展開                                 | J 1        |
|   | 1      | 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実                  | 56         |
|   | 2      | 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保          | 71         |
|   | 3      | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保     | 71         |
| , | 4      | 利用の確保 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する関係機関   | •          |
|   | 5      | との連携<br>労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する | 72         |
|   |        | 施策との連携                                  | 72         |
|   | 6      | 子どもがすこやかに育つむらづくりに向けた取組の推進               | 73         |

## 第5章 計画の推進に向けて

| 1 | 計画の推進体制         | 80 |
|---|-----------------|----|
| 2 | 計画の海岸は20万上校及び延停 | 00 |
| 2 | 計画の達成状況の点検及び評価  | δU |

## 第1章

## 計画の策定にあたって

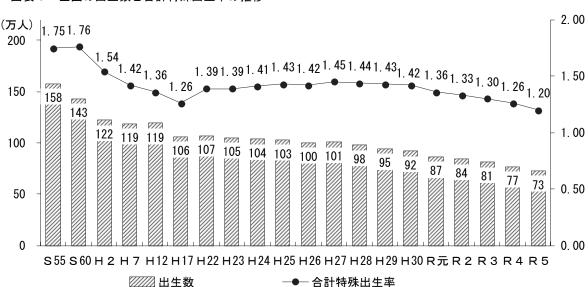
## 1 計画策定の背景

#### (1) 国の動向

わが国の出生数は年々減少傾向にあり、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を表した合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期(昭和46~49年)以降急速に低下を続け、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後はやや上昇したものの、令和元年以降は再び低下し、令和5年には昭和55年以降最も低い1.20となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国は、平成24年8月の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の開始、待機児童の解消を図るための「子育て安心プラン」や、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるようにするための「新・放課後子ども総合プラン」の公表など、子どもに関する様々な施策の充実に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めをかけることはできておらず、さらには児童虐待や不登校、生活困窮やヤングケアラーなど、子どもに関する課題は複雑かつ深刻になっています。また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大がそうした状況に拍車をかけています。加えて、IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方などにおいても新たな局面を迎えています。



図表 1 全国の出生数と合計特殊出生率の推移

資料:人口動態統計(厚生労働省)

そうした中で、令和5年4月にはこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が創設され、国を挙げてこども・子育て施策の強化を進めることになりました。

また、令和5年12月22日には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、施策を推進していくこととしています。

さらに、令和6年6月5日には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」 が成立しました。この改正では、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象 に、月一定時間までは保育施設に通園できるようにする「こども誰でも通園制度」が 創設されるとともに、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業として位置付けら れるなど、すべての子ども・子育て世帯を対象とした支援の拡充を図っています。

#### (2) 飛島村の動向

本村においては、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に「第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」といいます。)を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指して、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

令和6年度をもって、第2期計画の期間が終了することから、新たに令和7~11年度を期間とする「第3期飛島村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」または「本計画」といいます。)を策定し、引き続き子ども・子育て施策を総合的に推進していき、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指していきます。

## 2 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、村民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、特定教育・保育施設(認定こども園、保育所、幼稚園等)、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

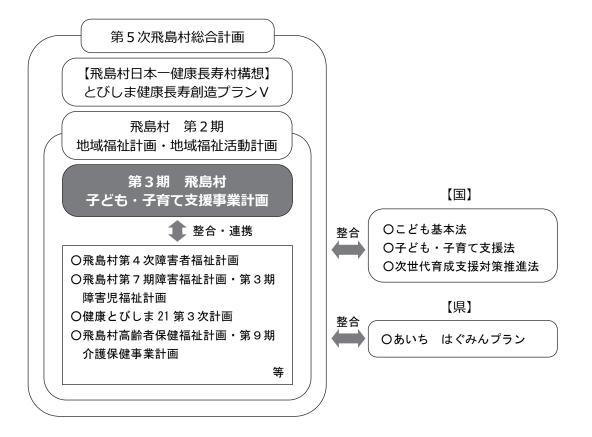
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、「第5次飛島村総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。

なお、こども基本法において、市町村は、国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して、市町村こども計画を作成することが努力義務とされています。また、市町村こども計画は、「子ども・子育て支援事業計画」を含む、既存の各法令に基づくこども施策に関する事項を定める計画と一体的に作成することができるとされています。本村においては、本計画と市町村こども計画を分けて考え、その策定については今後検討を進めます。

#### (2) 他計画との関係

本計画は、本村の最上位計画である「第5次飛島村総合計画」はもとより、本計画の上位計画である「飛島村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他関連計画と整合性を図りつつ策定します。

図表2 他計画等との関係



## 3 計画の期間

子ども・子育て基本法では、市町村子ども・子育て支援事業計画は5年を一期とすることが定められています。そのため、第3期計画の期間は、令和7~11年度の5年間とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表3 計画期間

| 令和   | 令和           | 令和                        | 令和   | 令和   | 令和   | 令和          | 令和               | 令和   | 令和   |
|------|--------------|---------------------------|------|------|------|-------------|------------------|------|------|
| 2 年度 | 3 年度         | 4 年度                      | 5 年度 | 6 年度 | 7 年度 | 8 年度        | 9 年度             | 10年度 | 11年度 |
|      | 第 2<br>子ども・F | 2期 飛島村<br>2期 飛島村<br>2育て支援 | -    |      |      | 第3<br>子ども・F | 3期 飛島4<br>3育て支援3 |      |      |

## 4 計画の策定体制

#### (1) 飛島村子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

計画策定に先立ち、就学前の子ども( $0\sim6$  歳)及び就学後の子ども(義務教育学校または小学校 $1\sim6$  年生)を養育する保護者を対象として実施しました。なお、この調査の調査項目については、国の示す調査票案をもとに、本村の現状を把握するうえで必要と思われる独自項目を追加し作成しました。

図表 4 調査方法等

| 区分        | 就学前児童保護者調査  | 就学後児童保護者調査 |  |  |  |  |
|-----------|---|------------|--|--|--|--|
| 調査対象者     | 村内在住の就学前児童(0~6歳)、<br>就学後児童(義務教育学校または小学校1~6年生)を養育する保護者 |            |  |  |  |  |
| 調査票の配布・回収 | 郵送配布・回収   |            |  |  |  |  |
| 調査期間      | 令和6年6月14日(金)~6月28日(金)                                 |            |  |  |  |  |
| 配布数       | 179   | 254        |  |  |  |  |
| 回 収 数     | 72  | 111        |  |  |  |  |
| 有効回答数     | 71  | 110        |  |  |  |  |
| 有効回答率     | 39.7%   | 43. 3%     |  |  |  |  |

#### (2) フォーカスグループインタビュー・訪問調査の実施

関連する各種計画策定に向けた、飛島村日本一健康長寿村研究会による「フォーカスグループインタビュー」「訪問調査」の中で、子ども自身や子育てをしている保護者、関係施設の職員などから、本村に対する思いや子育て環境に関する意見等を聴取しました。

図表 5 調査方法等

| 区 分   | フォーカスグループインタビュー   | 訪問調査                             |
|-------|---|----------------------------------|
| 調査対象者 | ・飛島学園前期課程(1~6年生)<br>・飛島学園後期課程(7~9年生)<br>・子育て支援センター利用者<br>・あゆみの会メンバー<br>・有識者 | ・転入者<br>・放課後等デイサービス利用者<br>・担当課職員 |
| 調査期間  | 令和5年7月13日(2   | k) ~7月20日(木)                     |

#### (3) 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、村民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、計画の内容について協議します。

#### (4) パブリックコメントの実施

令和6年12月10日~令和7年1月9日にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する意見を幅広く聴取します。

## 第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口や世帯等の現状

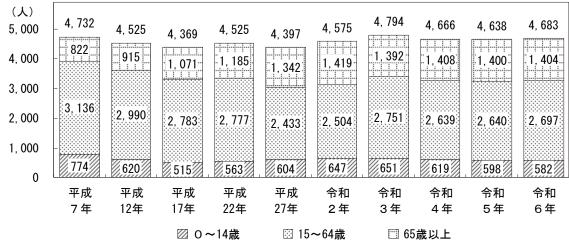
#### (1) 人口の現状

#### ① 人口の推移

本村の総人口は、令和6年4月1日現在、4,683人です。住民基本台帳人口で総 人口の推移をみると、令和3年から令和4年にかけて減少しており、それ以降は 4,600人台で推移しています(図表6)。

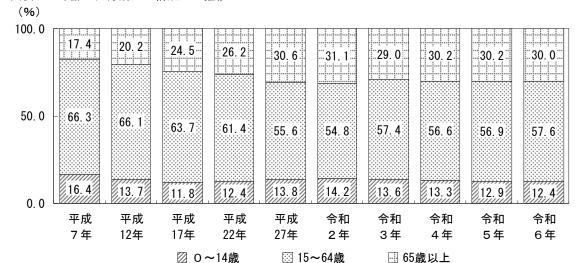
年齢区分別に人口構成比をみると、0~14歳の年少人口は平成17年まで低下し、 平成22年以降はほぼ横ばいに推移しています。また、令和2年までは15~64歳の 生産年齢人口が低下し、65歳以上の高齢者人口が上昇していたものの、令和3年以 降はほぼ横ばいに推移しています(図表7)。

図表6 年齢3区分別人口の推移



(注)総人口には年齢不詳(平成27年:18人、令和2年:5人)を含む。

資料: 令和2年までは国勢調査(総務省統計局)、令和3年以降は住民基本台帳人口(各年4月1日現在) 図表7 年齢3区分別人口構成比の推移



資料:令和2年までは国勢調査(総務省統計局)、令和3年以降は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

#### ② 人口ピラミッド

平成12年~令和2年の本村の性別5歳年齢階級別人口(人口ピラミッド)を10年ごとに比較すると、団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動し、底部が小さく頭部が大きい不安定な形になっています。

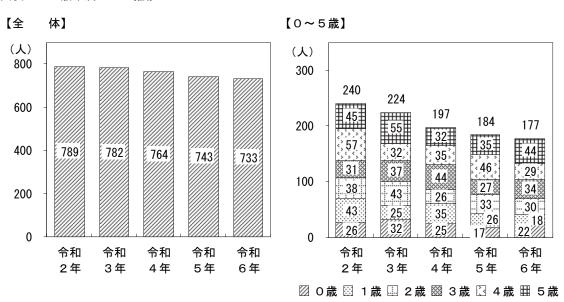
図表8 人口ピラミッド 平成12年 (歳) 90~ 図男 ⊡女 (人) 300 150 150 300 0 平成22年 (歳) 90~ 85~ 80~84 図男□女 (人) 300 150 150 300 令和2年 (歳) 90~ 85~ 図 男 □ 女 (人) 300 150 0 150 300

資料:国勢調査(総務省統計局)

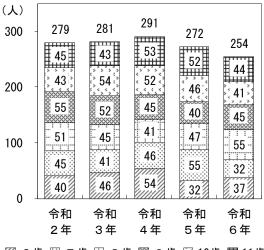
#### ③ 児童数の推移

令和6年4月1日現在、本村の児童数(18歳未満人口)は733人で、令和2年以降減少しています。年齢別にみると、 $0\sim5$ 歳の人口は令和2年以降減少を続けており、 $6\sim11$ 歳も令和4年までは増加していたものの、令和5年以降は減少しています。一方、 $12\sim17$ 歳は令和2年以降増加傾向にあります。

図表9 18歳未満人口の推移







【12~17歳】

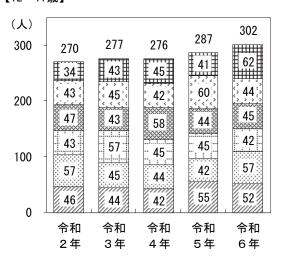


図 6歳 図 7歳 图 8歳 図 9歳 図 10歳 田 11歳

図 12歳 図 13歳 閏 14歳 図 15歳 図 16歳 田 17歳

資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

#### (2) 世帯の現状

#### ① 一般世帯数・核家族世帯数の推移

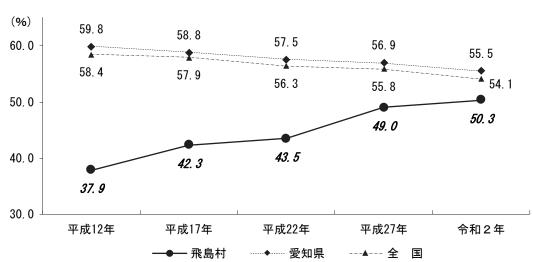
令和2年現在、本村の一般世帯は1,503世帯で、そのうち核家族世帯は756世帯です。平成17年以降、一般世帯数、核家族世帯数ともに増加傾向にありますが、令和2年は特に大幅に増加しています(図表10)。

また、本村の一般世帯に占める核家族世帯の割合は50.3%で、平成12年以降増加 を続けています。愛知県、全国との比較では、いずれの年も下回って推移している ものの、その差は年々小さくなっています(図表11)。

(世帯) 1,503 1,500 1, 257 1, 286 1, 198 1.153 1,000 756 616 559 488 454 500 0 平成17年 平成12年 平成22年 平成27年 令和2年 図 一般世帯数 図 核家族世帯数

図表10 一般世帯・核家族世帯の推移

資料:国勢調査(総務省統計局)



図表11 一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

#### ② 18歳未満親族のいる世帯数の推移

本村の18歳未満親族のいる一般世帯は411世帯で、そのうち核家族世帯は257世 帯です。どちらも平成17年には減少したものの、平成22年以降は増加を続けていま す(図表12)。

また、本村の18歳未満親族のいる核家族世帯の割合は62.5%で、平成12年以降 上昇を続けています。愛知県、全国との比較では、①と同様いずれの年も下回って 推移しているものの、その差は年々小さくなっています(図表13)。

図表12 18歳未満親族のいる世帯数の推移

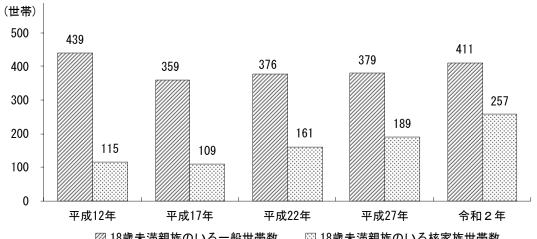
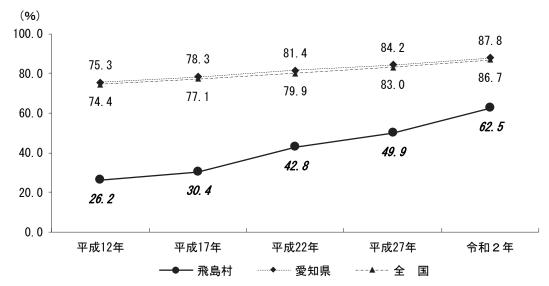


図 18歳未満親族のいる一般世帯数

図 18歳未満親族のいる核家族世帯数

資料:国勢調査(総務省統計局)

図表13 18歳未満親族のいる核家族世帯の割合の推移



#### ③ 6歳未満親族のいる世帯数の推移

本村の6歳未満親族のいる一般世帯は156世帯で、そのうち核家族世帯は98世帯です。どちらも平成27年までは増加しているものの、令和2年には一般世帯数は減少している一方、核家族世帯数は増加を続けています(図表14)。

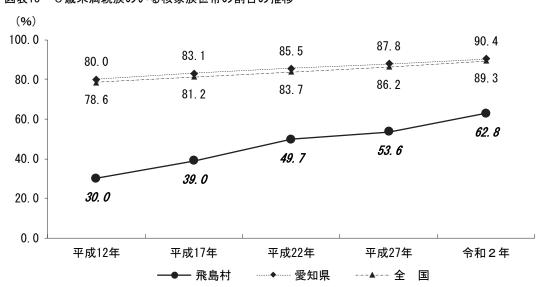
また、本村の6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は62.8%で、平成12年以降上昇を続けています。愛知県、全国との比較では、こちらも①と同様いずれの年も下回って推移しているものの、その差は年々小さくなっています(図表15)。

(世帯) 168 161 156 150 136 130 98 90 100 80 53 39 50 0 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

図 6歳未満親族のいる核家族世帯数

図表14 6歳未満親族のいる世帯数の推移

資料:国勢調査(総務省統計局)



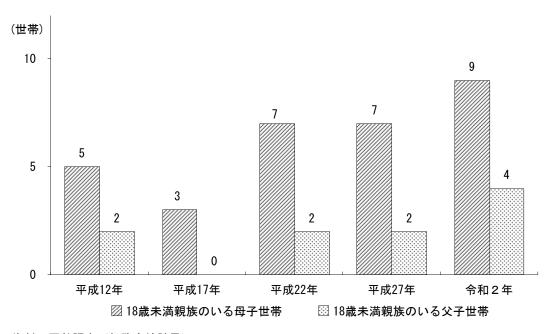
図表15 6歳未満親族のいる核家族世帯の割合の推移

図 6歳未満親族のいる一般世帯数

#### ④ ひとり親世帯数の推移

令和2年現在、本村の18歳未満親族のいる母子世帯は9世帯、18歳未満親族のいる父子世帯は4世帯となっています。平成22年以降、母子世帯、父子世帯ともに横ばいで推移を続けていましたが、令和2年には増加しています。

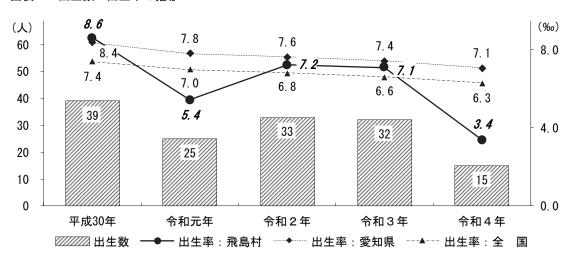
図表16 ひとり親世帯数の推移



#### (3) 出生の現状

#### ① 出生数・出生率の推移

本村における令和4年の出生数は15人で、出生率(人口1,000対)は3.4です。 出生数は増減を繰り返しているものの、令和4年は令和3年に比べ大幅に減少しま した。また、出生率についてみると、本村は令和元年以降愛知県を下回って推移し ており、さらに令和元年及び令和4年は全国も下回っています。



図表17 出生数・出生率の推移

資料:飛島村、愛知県は愛知県衛生年報、全国は人口動態統計(厚生労働省)

#### ② 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数をみると、30~34歳、35~39歳の年齢層が多く、いずれの年も両者で60%以上を占めており、特に令和4年は86.7%と非常に高い率となっています。

図表18 母親の年齢5歳階級別の出生数及び構成比

| DATE   | 平成     | 30年     | 令和元年   |            | 令和2年   |            | 令和3年   |            | 令和4年   |         |
|--------|--------|---------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|---------|
| 母親の年齢  | 出生数(人) | 構成比 (%) | 出生数(人) | 構成比<br>(%) | 出生数(人) | 構成比<br>(%) | 出生数(人) | 構成比<br>(%) | 出生数(人) | 構成比 (%) |
| 15~19歳 | -      | 1       | ı      | _          | -      | _          | -      | _          | -      | _       |
| 20~24歳 | 2      | 5. 1    | 3      | 12. 0      | _      | _          | 2      | 6. 3       | _      | _       |
| 25~29歳 | 7      | 17. 9   | 2      | 8. 0       | 8      | 24. 2      | 4      | 12. 5      | 2      | 13. 3   |
| 30~34歳 | 19     | 48. 7   | 9      | 36.0       | 14     | 42. 4      | 12     | 37. 5      | 8      | 53. 3   |
| 35~39歳 | 7      | 17. 9   | 8      | 32. 0      | 7      | 21. 2      | 13     | 40. 6      | 5      | 33. 3   |
| 40~44歳 | 4      | 10. 3   | 2      | 8. 0       | 4      | 12. 1      | 1      | 3. 1       | _      | _       |
| 45~49歳 | -      | _       | 1      | 4. 0       | -      | _          | _      | _          | _      | _       |
| 合 計    | 39     | 100.0   | 25     | 100.0      | 33     | 100.0      | 32     | 100.0      | 15     | 100.0   |

資料:愛知県衛生年報

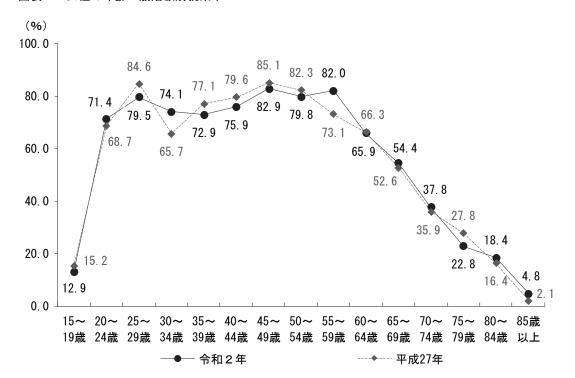
#### (4) 女性の就業の現状

#### ① 女性の年齢階級別就業率

令和2年の女性の就業率をみると、25~29歳の79.5%から35~39歳には72.9%まで低下し、40代にかけて再度上昇、45~59歳では80%前後で推移した後に徐々に低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いた40代で再び職に就くという女性特有の就労状況がうかがえます。

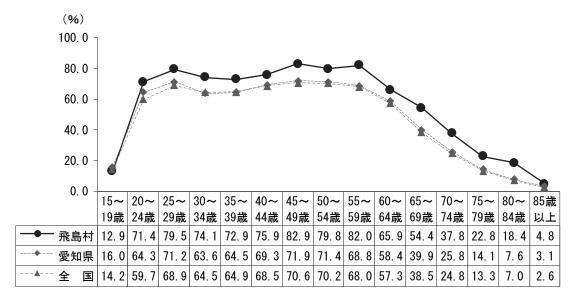
平成27年と比較すると、30~34歳での就業率の低下が緩やかになっており、20代から50代の就業率がいずれの年齢層においても70%以上を超えていることから、M字カーブが解消される傾向にあると考えられます(図表19)。

また、女性の年齢階級別就業率を愛知県、全国と比較すると、ほぼ同様の推移をしているものの、15~19歳を除くすべての年齢層で愛知県、全国を上回って推移しており、女性の社会参加が進んでいることがうかがえます(図表20)。



図表19 女性の年齢5歳階級別就業率

図表20 女性の年齢5歳階級別就業率(愛知県・全国との比較、令和2年)



資料:国勢調査(総務省統計局)

#### ② 女性の産業別就業状況

令和2年の国勢調査で15歳以上の女性就業者を産業別にみると、「製造業」、「医療、 福祉」及び「卸売業、小売業」が10%以上と高くなっています。愛知県、全国との 比較では、「製造業」、「農業、林業」及び「運輸業、郵便業」が高くなっています。

図表21 産業別にみた女性の就業者の割合(令和2年)

単位:%

| 区 分                | 飛島村   | 愛知県   | 全 国   |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 農業、林業              | 8. 5  | 2. 0  | 2. 8  |
| 漁業                 | 0. 7  | 0. 1  | 0. 1  |
| 鉱業、採石業、砂利採取業       | _     | 0.0   | 0.0   |
| 建設業                | 3. 6  | 3. 0  | 2. 8  |
| 製造業                | 19. 7 | 15. 3 | 10. 9 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業      | 0. 2  | 0. 2  | 0. 2  |
| 情報通信業              | 0.8   | 1.5   | 2. 2  |
| 運輸業、郵便業            | 6. 9  | 3. 0  | 2. 7  |
| 卸売業、小売業            | 14. 1 | 18. 5 | 17. 9 |
| 金融業、保険業            | 0. 7  | 2. 5  | 3. 0  |
| 不動産業、物品賃貸業         | 0. 7  | 1.8   | 2. 0  |
| 学術研究、専門・技術サービス業    | 2. 0  | 2. 9  | 3. 0  |
| 宿泊業、飲食サービス業        | 6. 2  | 7. 7  | 7. 4  |
| 生活関連サービス業、娯楽業      | 3. 5  | 4. 5  | 4. 6  |
| 教育、学習支援業           | 4. 4  | 6. 1  | 6. 4  |
| 医療、福祉              | 17. 2 | 19. 7 | 22. 1 |
| 複合サービス事業           | 1.4   | 0. 6  | 0. 7  |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 5. 9  | 5. 5  | 5. 9  |
| 公務 (他に分類されるものを除く)  | 2. 1  | 1.9   | 2. 4  |
| 分類不能の産業            | 1. 2  | 3. 1  | 3. 2  |

#### (5) 婚姻の状況

#### ① 未婚率の推移

未婚率の上昇は、晩婚化、晩産化につながり、少子化の要因の一つとして考えられます。

本村の未婚率の推移を性・年齢別にみると、平成12年~令和2年までの20年間で、女性の20~24歳、30~34歳及び男性の20~24歳は令和2年の未婚率が最も高くなっており、特に女性の30~34歳は平成12年から13.5ポイントと大幅に上昇しています。

令和2年の未婚率を愛知県、全国と比較すると、20代では男女とも愛知県、全国 を上回っている一方、30代では女性の30~34歳を除き下回っています。

図表22 未婚率の推移

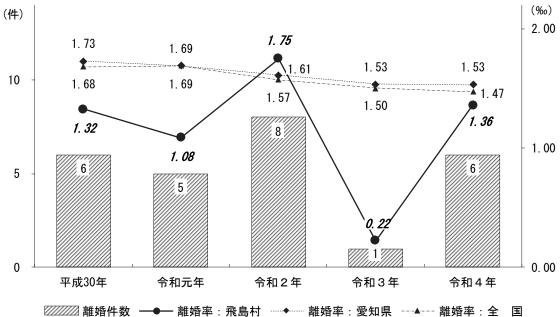
単位:%

|          |     |           |           | 女 性       |           |          | 男性        |           |           |           |          |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 区分       |     | 平成<br>12年 | 平成<br>17年 | 平成<br>22年 | 平成<br>27年 | 令和<br>2年 | 平成<br>12年 | 平成<br>17年 | 平成<br>22年 | 平成<br>27年 | 令和<br>2年 |
| 20       | 飛島村 | 93. 9     | 95. 5     | 95. 5     | 96. 4     | 97. 8    | 98. 8     | 97. 6     | 95. 5     | 97. 7     | 99. 2    |
| \$<br>24 | 愛知県 | 87. 6     | 87. 9     | 88. 9     | 91. 0     | 91.8     | 93. 4     | 93. 5     | 94. 1     | 95. 2     | 95. 3    |
| 歳        | 全 国 | 87. 9     | 88. 7     | 89. 6     | 91. 4     | 92. 3    | 92. 9     | 93. 4     | 94. 0     | 95. 0     | 95. 2    |
| 25       | 飛島村 | 66. 2     | 64. 5     | 69. 5     | 71. 4     | 67. 1    | 78. 4     | 84. 5     | 84. 4     | 75. 9     | 82. 0    |
| \$<br>29 | 愛知県 | 49. 5     | 55. 8     | 56. 0     | 57. 4     | 58. 4    | 68. 5     | 71.8      | 71.4      | 72. 8     | 72. 2    |
| 歳        | 全 国 | 54. 0     | 59. 0     | 60. 3     | 61. 3     | 62. 4    | 69. 3     | 71. 4     | 71.8      | 72. 7     | 72. 9    |
| 30       | 飛島村 | 19. 3     | 29. 0     | 30. 1     | 28. 4     | 32. 8    | 42. 7     | 50. 0     | 54. 7     | 58. 3     | 45. 4    |
| \$<br>34 | 愛知県 | 21. 7     | 27. 0     | 29. 8     | 29. 9     | 29. 9    | 40. 5     | 45. 7     | 45. 9     | 46. 3     | 48. 4    |
| 歳        | 全 国 | 26. 6     | 32. 0     | 34. 5     | 34. 6     | 35. 2    | 42. 9     | 47. 1     | 47. 3     | 47. 1     | 47. 4    |
| 35       | 飛島村 | 4. 6      | 12. 9     | 17. 1     | 17. 6     | 14. 3    | 28. 0     | 25. 0     | 35. 4     | 30. 2     | 31. 9    |
| \$<br>39 | 愛知県 | 10. 8     | 15. 1     | 19. 0     | 20. 4     | 19. 4    | 24. 2     | 29. 1     | 34. 3     | 34. 5     | 33. 0    |
| 歳        | 全 国 | 13. 8     | 18. 4     | 23. 1     | 23. 9     | 23. 6    | 25. 7     | 30. 0     | 35. 6     | 35. 0     | 34. 5    |

#### ② 離婚件数の推移

本村における離婚件数は、令和3年に減少したものの、令和4年には再び増加し、 6件になっています。離婚率(人口1,000対)は、年によって大きな差はあるもの の、令和2年を除くすべての年で愛知県、全国を下回っています。

図表23 離婚件数・離婚率の推移



資料:愛知県衛生年報

## 2 子ども・子育て支援の現状

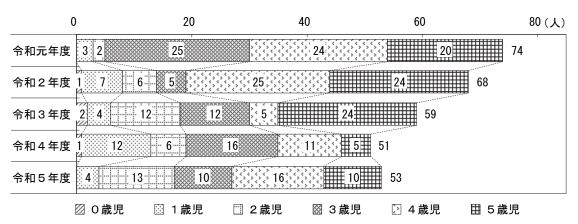
#### (1) 教育・保育サービスの現状

#### ① 保育所の現状

令和6年4月1日現在、本村には保育所が1か所(第一保育所)あります。保育所の利用児童数の推移をみると、令和4年度までは減少していましたが、令和5年度には増加し、53人が利用しています(図表24)。

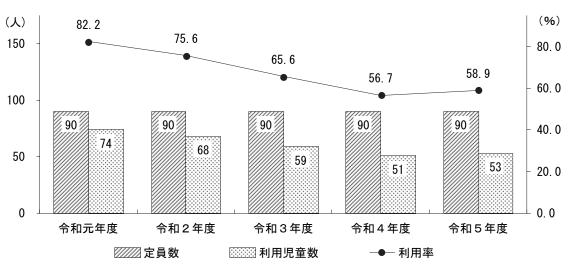
利用率の推移をみると、令和4年度までは利用児童数の減少にともない利用率も低下していたものの、その後は50%台後半で推移しています(図表25)。

図表24 保育所の利用児童数の推移



資料:福祉課

図表25 保育所の利用率の推移



資料:福祉課

#### ② 認定こども園の現状

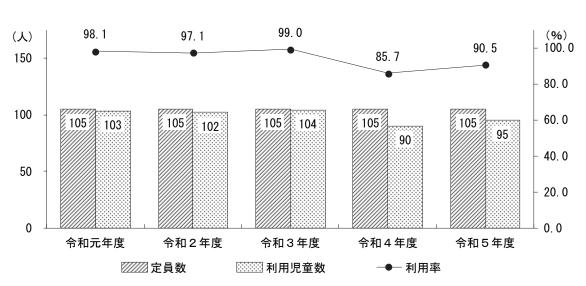
令和6年4月1日現在、本村には認定こども園が1か所(幼保連携型認定こども 園飛島保育園)あります。認定こども園の利用児童数の推移をみると、令和3年度 までは100人台で推移していたものの、令和4年度には90人まで減少しました。令 和5年度には95人が利用しています(図表26)。

利用率の推移をみると、利用児童数が低下した令和4年度は利用率も低下したものの、令和5年度には再び上昇し、90.5%となっています(図表27)。

0 20 40 60 80 100 (人) 18----令和元年度 1 30 205 103 228 29 12 17--102 令和2年度1 25 25 令和3年度15 104 令和4年度187 8 🗆 26 90 10... 29 令和5年度1 15 ₿ 16₿ 図 0歳児 🗵 1歳児 □ 2歳児 図 3歳児 4 歳児 田 5歳児

図表26 認定こども園の利用児童数の推移

資料:福祉課



図表27 認定こども園の利用率の推移

資料:福祉課

#### (2) 就学後児童の現状

#### ① 義務教育学校の学年別児童数の推移

本村では、小中一貫校の一種であり、小学校と中学校が一つの学校となって一貫 した教育計画を編成・実施する9年間の学校である「義務教育学校」(飛島学園) を令和2年度から開校しています。

本村の義務教育学校児童数の推移をみると、令和4年度までは410人台で推移していたものの、令和5年度にはやや減少し408人となっています。

学年別にみると、小学校段階に相当する1~6年生の前期課程については、令和4年度まではやや増加していたものの、令和5年度には減少し270人となっています。一方、中学校段階に相当する7~9年生の後期課程については令和4年度に減少したものの、令和5年度には令和3年度までと同じ水準まで増加し、138人となっています。

(人) 100 200 300 400 50 令和2年度 41 // 43 45 🖽 ∴38 ∴ 55 € 42 € 45 41 45 🖁 51 💹 53 X 38 X ...... 55 ..... 令和3年度 45 ∵43 414 令和 4 年度 54 45 41 45 45 53 42 44 3 38 413 ેરે 51:ે 令和 5 年度 32 55 46 40 40 46 46 51 51 □ 3年生 ☑ 1年生 🗵 2年生 ■ 4年生 🖸 5年生 田 6年生 ☑ 7年生 図 8年生 🛮 9年生

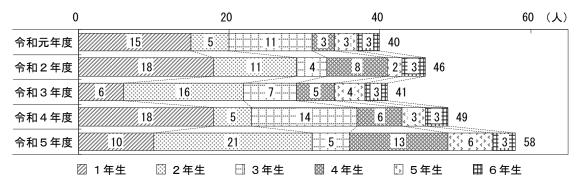
図表28 義務教育学校児童数の推移

資料:教育課

#### ② 放課後児童クラブの現状

本村の放課後児童クラブの利用児童数は令和3年度に減少したものの、令和4年度以降は増加しており、令和5年度には58人の利用がありました。

図表29 放課後児童クラブの利用児童数の推移



資料:飛島村児童クラブ

#### (3) 子どもの育つ環境に関する現状

#### ① 児童虐待通報件数の推移

本村における児童虐待通報件数は、令和元年度以降2件以内に留まっており、令和5年度には2件となっています。

図表30 児童虐待通報件数の推移

単位:件

| 区分   | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 通報件数 | 0     | 2     | 1     | 0     | 2     |

(注)要保護児童対策地域協議会において協議された新規ケース数を計上している。

資料:福祉課

#### ② 児童扶養手当受給者数の推移

本村では令和元年度以降、児童扶養手当受給者数は10人前後、受給対象児童数は 17人前後で推移しています。令和5年度は受給者数が11人、受給対象児童数が17 人です。

図表31 児童扶養手当受給者数の推移

単位:人

| 区分      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受給者数    | 10    | 11    | 9     | 12    | 11    |
| 受給対象児童数 | 15    | 17    | 15    | 18    | 17    |

資料:住民課

#### ③ 就学援助認定者数の推移

本村における就学援助認定者数のうち、前期課程の生徒は令和3年度まで減少していたものの、令和4年度には増加し、令和5年度では5人となっています。また、後期課程の生徒は令和3年度まで増加していたものの、令和4年度には減少し、令和5年度では5人となっています。

図表32 就学援助認定者数の推移

単位:人

| 区分   | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 前期課程 | 7     | 4     | 3     | 6     | 5     |
| 後期課程 | 4     | 5     | 7     | 4     | 5     |

(注)次年度に新1年生となる児童及び新7年生になる生徒を対象に支給される新入学用品費については、現年度の3月に支給されるため、現年度にて計上している。

資料:教育課

#### ④ 要保護児童・生徒数及び要支援児童・生徒数の推移

保護児童数は令和元年度以降減少傾向にあります(図表33)。

本村においては、「家庭等における虐待の恐れが高い児童・生徒」を要保護児童・生徒、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童・生徒であって要保護児童・生徒にあたらない児童・生徒」を要支援児童・生徒としています。 令和5年度時点の要保護児童数は3人、要保護生徒数は1人となっています。要

要支援児童・生徒数の推移をみると、児童・生徒ともに令和元年度以降減少しており、令和5年度にはどちらも0人となっています(図表34)。

図表33 要保護児童・生徒数の推移

 区分
 令和元年度
 令和2年度
 令和3年度
 令和4年度
 令和5年度

 要保護児童数
 5
 4
 4
 4
 3

 要保護生徒数
 1
 0
 0
 0
 1

単位:人

単位:人

単位:件

単位:人

資料:福祉課

図表34 要支援児童・生徒数の推移

区 分 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 要支援児童数 3 3 0 12 6 2 0 8 7 0 要支援生徒数

資料:福祉課

#### ⑤ いじめ認知件数の推移

本村のいじめ認知件数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にありましたが、 令和5年度には11件と増加しています。

図表35 いじめ認知件数の推移

 区分
 令和元年度
 令和2年度
 令和3年度
 令和4年度
 令和5年度

 いじめ認知件数
 12
 9
 9
 5
 11

資料:教育課

#### ⑥ 不登校生徒数の推移

本村の不登校生徒数の推移をみると、前期課程、後期課程ともに増加傾向にあり、 令和5年度には前期課程で4人、後期課程で7人となっています。

図表36 不登校生徒数の推移

区分 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 前期課程 1 2 4 4 7 3 3 7 6 後期課程

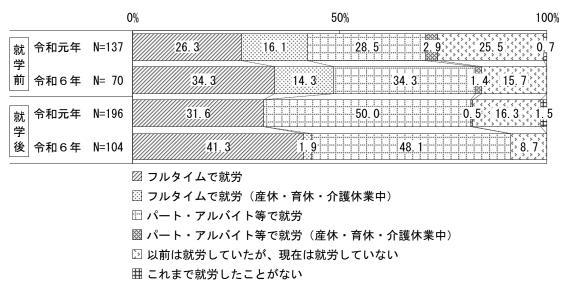
資料:教育課

## 3 アンケート結果からみえる現状

#### (1) 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童、就学後児童ともに「フルタイムで就労」及び「パート・アルバイト等で就労」が高くなっており、令和元年の調査に比べ就労している 人の率が高くなっています。

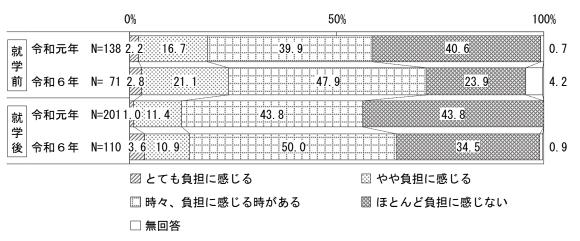




#### (2) 子育ての負担感

子育ての負担感についてどのように感じるかたずねたところ、「とても負担に感じる」「やや負担に感じる」「時々、負担に感じる時がある」の合計《負担に感じる》は、就学前児童で71.8%、就学後児童で64.5%となっており、どちらも令和元年の調査に比べ8ポイント以上上昇しています。

図表38 子育ての負担感

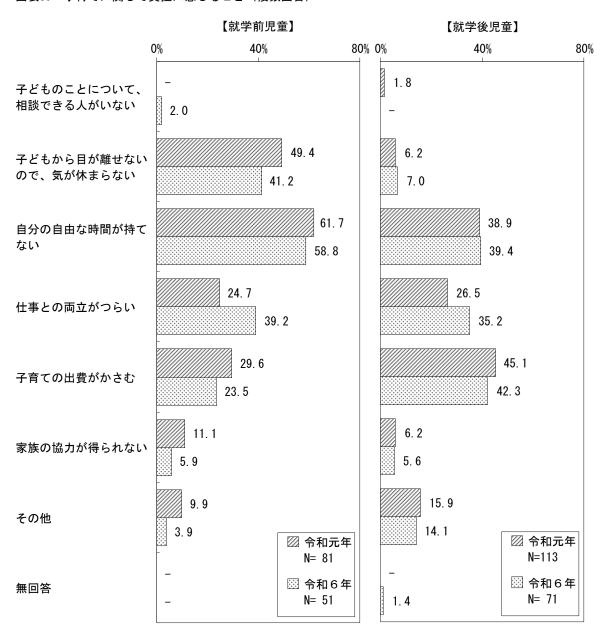


#### (3) 子育てに関して負担に感じること

前項で《負担に感じる》と回答した人に、具体的にどのようなところが負担に感じるかたずねたところ、就学前児童は「自分の自由な時間が持てない」(58.8%)、就学後児童は「子育ての出費がかさむ」(42.3%)が最も高くなっています。令和元年の調査と比較すると、就学前児童、就学後児童ともに「仕事との両立がつらい」が8ポイント以上上昇しています。

就学前児童は就学後児童に比べ「自分の自由な時間が持てない」及び「子どもから目が離せないので、気が休まらない」が高くなっている一方、就学後児童は「子育ての出費がかさむ」が高くなっています。

図表39 子育でに関して負担に感じること(複数回答)

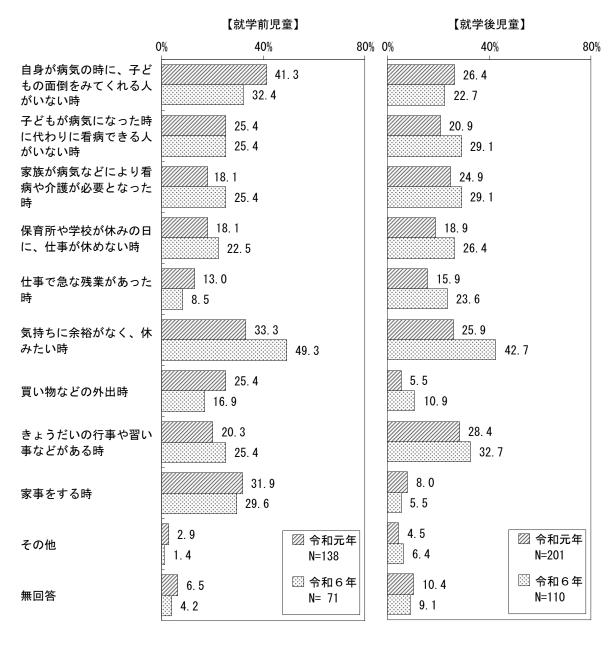


#### (4) 子育てをする上で困る時

子育てをする上でどのような時に困るかたずねたところ、就学前児童、就学後児童ともに「気持ちに余裕がなく、休みたい時」が最も高くなっており、令和元年の調査に比べ15ポイント以上と大幅に上昇しています。

就学前児童は就学後児童に比べ「家事をする時」が高くなっている一方、就学後児童は「仕事で急な残業があった時」が高くなっています。

図表40 子育てをする上で困る時(複数回答)



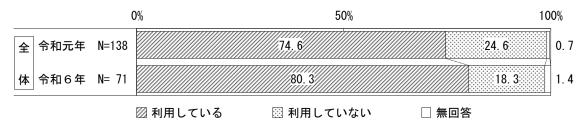
#### (5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(就学前児童のみ)

#### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

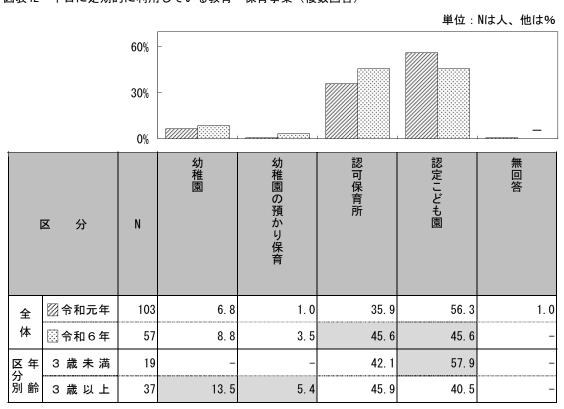
平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人は80.3%を占めており、令和元年の調査に比べ5.7ポイント上昇しています(図表41)。

「利用している」と回答した人に利用している教育・保育事業をたずねたところ、「認可保育所」及び「認定こども園」が45.6%と最も高くなっています。令和元年の調査に比べ、「認可保育所」が9.7ポイント上昇し、「認定こども園」が10.7ポイント低下しています。年齢区分別にみると、3歳未満は「認定こども園」が50%以上と高くなっています。また、当然ながら3歳以上になると「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が上昇します(図表42)。

図表41 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無



図表42 平日に定期的に利用している教育・保育事業(複数回答)



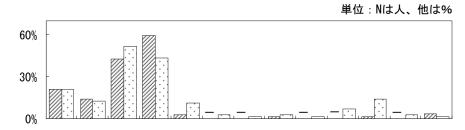
(注) 今回の調査では「事業所内保育施設」「その他の認可外の保育施設」「その他」という選択肢が 用意されていたが、回答はなかった。

#### ② 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

現在の利用の有無にかかわらず、平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業をたずねたところ、「認可保育所」が52.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が43.7%などの順となっています。令和元年の調査に比べ、「認定こども園」が15.7ポイント低下し、「ファミリー・サポート・センター」、「認可保育所」及び「小規模な保育施設」が8ポイント以上上昇しています。

年齢区分別にみると、3歳未満は3歳以上に比べ「自治体の認証・認定保育施設」、「小規模な保育施設」及び「認定こども園」が高くなっている一方、3歳以上は「幼稚園の預かり保育」、「幼稚園」及び「認可保育所」が高くなっています。

図表43 平日に定期的に利用したい教育・保育事業(複数回答)



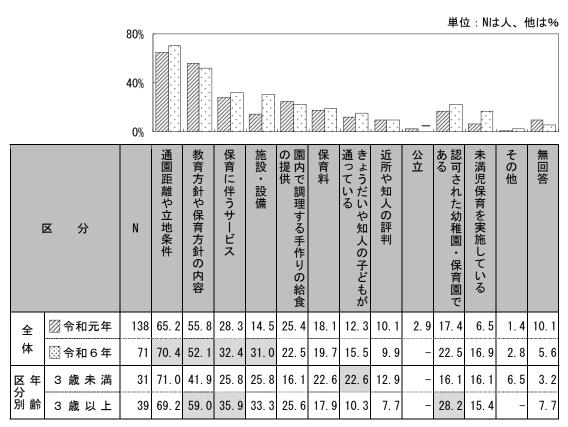
| ī     | 区 分   | N   | 幼稚園   | 幼稚園の預かり保育 | 認可保育所 | 認定こども園 | 小規模な保育施設 | 家庭的保育 | 事業所内保育施設 | 自治体の認証・認定保育施設 | その他の認可外の保育施設 | 居宅訪問型保育 | ファミリー・サポート・セン | その他  | 無回答  |
|-------|-------|-----|-------|-----------|-------|--------|----------|-------|----------|---------------|--------------|---------|---------------|------|------|
| 全     | ☑令和元年 | 138 | 21. 0 | 14. 5     | 42. 8 | 59. 4  | 2. 9     | _     | -        | 1.4           | _            | -       | 1.4           | -    | 3. 6 |
| 体     | ②令和6年 | 71  | 21. 1 | 12. 7     | 52. 1 | 43. 7  | 11. 3    | 2. 8  | 1.4      | 2. 8          | 1. 4         | 7. 0    | 14. 1         | 2. 8 | 1.4  |
| 区年分別齢 | 3歳未満  | 31  | 16. 1 | 6. 5      | 48. 4 | 45. 2  | 12. 9    | 3. 2  | 3. 2     | 6. 5          | 3. 2         | 6. 5    | 16. 1         | 6. 5 | 3. 2 |
| 別齢    | 3 歳以上 | 39  | 23. 1 | 15. 4     | 53.8  | 41. 0  | 7. 7     | 2. 6  | _        | _             | _            | 5. 1    | 12. 8         | _    | _    |

#### ③ 新たに幼稚園や保育園等を選ぶ際に重視すること

今後、新たに幼稚園や保育園等を選ぶことを想定した場合に重視することをたずねたところ、「通園距離や立地条件」が70.4%と最も高く、次いで「教育方針や保育方針の内容」が52.1%、「保育に伴うサービス」が32.4%、「施設・設備」が31.0%などの順となっています。令和元年の調査に比べ、「施設・設備」が16.5ポイント上昇しています。

年齢区分別に10ポイント以上の大きな差があるのは、3歳未満が高い「きょうだいや知人の子どもが通っている」と、3歳以上が高い「教育方針や保育方針の内容」、「認可された幼稚園・保育園である」及び「保育に伴うサービス」です。

図表44 新たに幼稚園や保育園を選ぶ際に重視すること (3つまで)

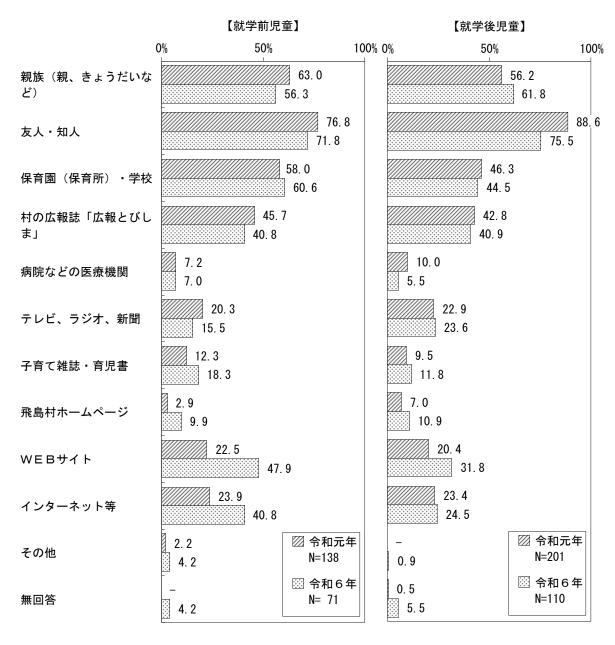


(注) 今回の調査では「私立」という選択肢が用意されていたが、回答はなかった。

#### (6) 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報をどこから入手しているかたずねたところ、就学前児童、就学後児童ともに「友人・知人」が70%以上と最も高くなっています。令和元年の調査に比べインターネットに関する項目が上昇しており、就学前児童は「WEBサイト」「インターネット等」がともに15ポイント以上、就学後児童も「WEBサイト」が11.4ポイント上昇しています。

図表45 子育てに関する情報の入手先(複数回答)

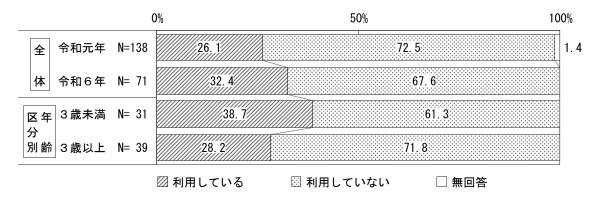


#### (7) 地域の子育て支援事業の利用状況 (就学前児童のみ)

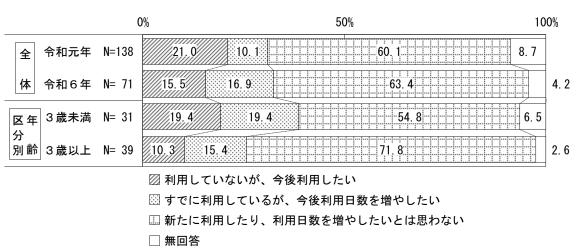
子育て支援センターを利用しているかたずねたところ、「利用している」は32.4%、「利用していない」は67.6%です。令和元年の調査に比べ、「利用している」が6.3ポイント上昇しています。「利用している」を年齢区分別にみると、3歳未満は3歳以上に比べ10.5ポイント高くなっています(図表46)。

今後の子育て支援センターの利用意向をたずねたところ、「すでに利用しているが、 今後利用日数を増やしたい」(16.9%)と「利用していないが、今後利用したい」 (15.5%)の合計《利用意向あり》は32.4%となっています。令和元年の調査に比べ、 「利用していないが、今後利用したい」が5.5ポイント低下し、「すでに利用している が、今後利用日数を増やしたい」が6.8ポイント上昇しています。年齢区分別にみる と、3歳未満は3歳以上に比べ「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」 「利用していないが、今後利用したい」がともに高くなっています(図表47)。

図表46 子育て支援センターの利用の有無



図表47 子育て支援センターの利用意向



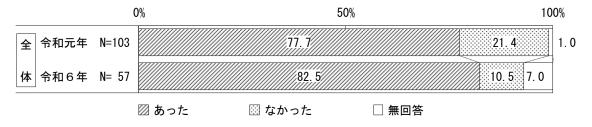
#### (8) 子どもの病気の際の対応について (就学前児童のみ)

#### ① 子どもの病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった経験

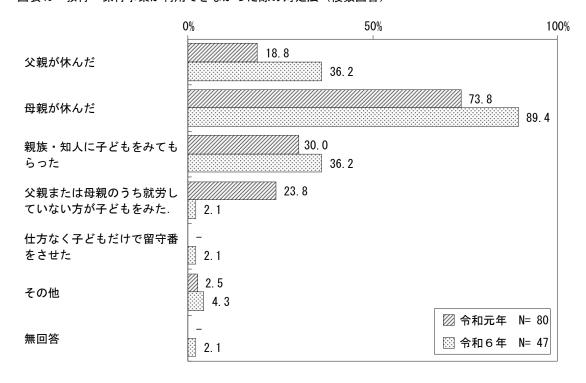
平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に、この1年間に子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったかたずねたところ、「あった」が82.5%を占めています。令和元年の調査に比べ、「あった」が4.8ポイント上昇しています(図表48)。

「あった」と回答した人に、その際に行った対処方法をたずねたところ、「母親が休んだ」が89.4%と突出して高く、次いで「父親が休んだ」及び「親族・知人に子どもをみてもらった」が36.2%などの順となっています。令和元年の調査に比べ、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が21.7ポイント低下し、「父親が休んだ」及び「母親が休んだ」が15ポイント以上上昇しています(図表49)。

図表48 子どもの病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無



図表49 教育・保育事業が利用できなかった際の対処法(複数回答)

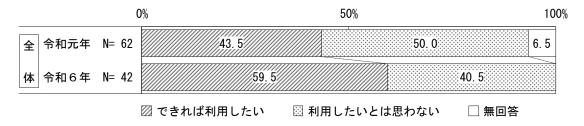


(注) 今回の調査では「病児・病後児の保育を利用した」「ベビーシッターを利用した」という選択肢が用意されていたが、回答はなかった。

#### ② 病児・病後児保育施設等の利用意向

前項で「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した人に、病児・病後児保育施設等の利用意向についてたずねたところ、「できれば利用したい」が59.5%、「利用したいとは思わない」が40.5%となっています。令和元年の調査に比べ、「できれば利用したい」が16ポイント上昇しています。

図表50 病児・病後児保育施設等の利用意向

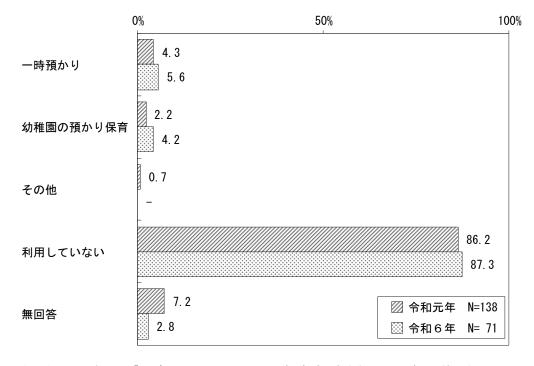


#### (9) 不定期の教育・保育事業の利用の有無

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業があるかたずねたところ、就学前児童では87.3%が「利用していない」と回答しています。具体的な事業の中では、「一時預かり」が5.6%、「幼稚園の預かり保育」が4.2%となっています。

なお、同様の質問を就学後児童にもたずねたところ、「利用していない」が91.8%と 突出して高く、具体的な事業については「一時預かり」が0.9%のみとなっています。

図表51 不定期の教育・保育事業の利用の有無(就学前児童、複数回答)

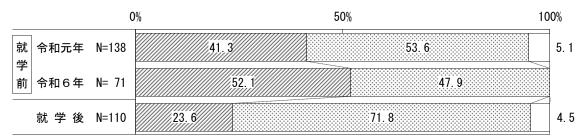


(注) 今回の調査では「ベビーシッター」という選択肢が用意されていたが、回答はなかった。

#### (10) 不定期の教育・保育事業の利用意向

私用、親の通院、不定期の就労等を目的とする、不定期の教育・保育事業の利用意向をたずねたところ、就学前児童では「利用したい」が52.1%となっており、令和元年の調査に比べ10.8ポイント上昇しています。

また、就学後児童では、「利用する必要はない」が71.8%を占めているものの、「利用したい」が23.6%となっています。



図表52 不定期の教育・保育事業の利用意向

(注) 令和元年の調査においては、就学後児童に対し同様の質問をたずねていない。

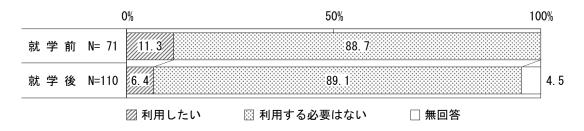
図 利用する必要はない □ 無回答

#### (11) 短期入所生活援助事業の利用意向

図 利用したい

保護者の用事を理由とする短期入所生活援助事業(ショートステイ)の利用意向を たずねたところ、就学前児童、就学後児童ともに「利用する必要はない」が90%程度 を占めています。一方、「利用したい」は、就学前児童で11.3%、就学後児童で6.4% となっています。

図表53 短期入所生活援助事業の利用意向(令和6年)

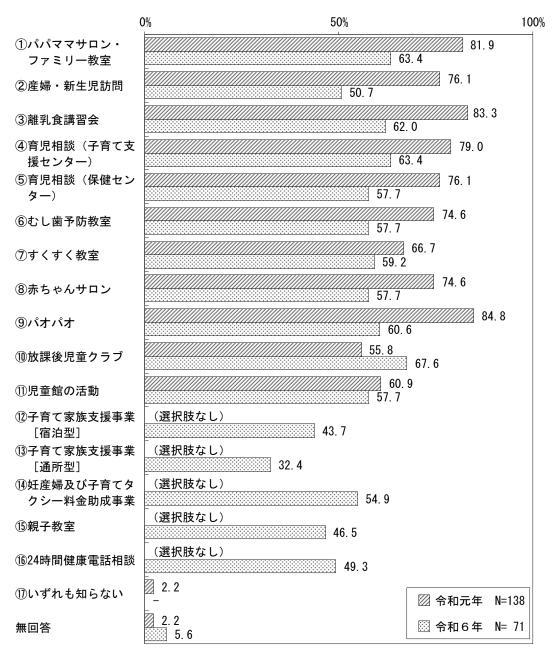


#### (12) 子育てに関する事業の認知度(就学前児童のみ)

子育てに関する①~⑩の事業のうち、知っているものはどれかたずねたところ、「⑩ 放課後児童クラブ」が67.6%と最も高く、次いで「①パパママサロン・ファミリー教室」及び「④育児相談(子育て支援センター)」が63.4%などの順となっています。最も低い事業は「⑬子育て家族支援事業 [通所型]」(32.4%)ですが、これは令和6年度から開始した事業であるためと考えられます。

令和元年の調査に比べ全般的に認知度が低下している一方、「⑩放課後児童クラブ」 は11.8ポイント上昇しています。

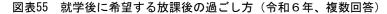
図表54 子育てに関する事業の認知度(複数回答)

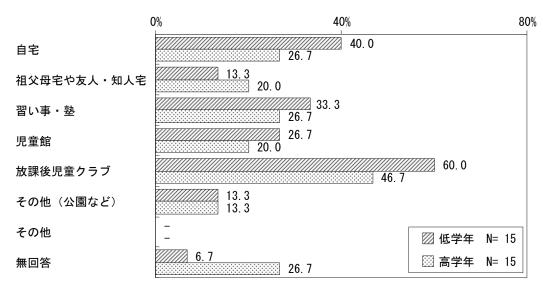


#### (13) 放課後の過ごし方

#### ① 就学後の放課後の過ごし方(就学前児童のうち子どもが5歳以上)

子どもが5歳以上の人に、就学後に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかたずねたところ、低学年(1~3年生)の時、高学年(4~6年生)になった時のどちらにおいても「放課後児童クラブ」が最も高く、次いで「自宅」、「習い事・塾」の順となっています。

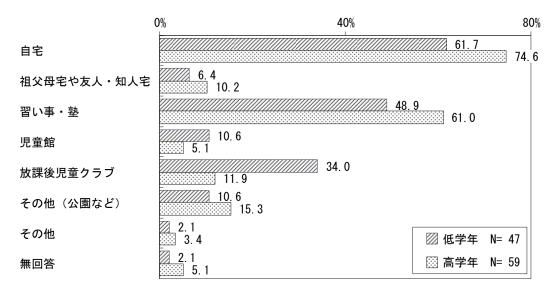




#### ② 実際の放課後の過ごし方(就学後児童)

就学後児童の放課後の過ごし方は、低学年、高学年ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事・塾」の順となっています。低学年では「放課後児童クラブ」が34.0%と比較的高くなっているものの、高学年になると22.1ポイント低下します。

図表56 実際の放課後の過ごし方(令和6年、複数回答)



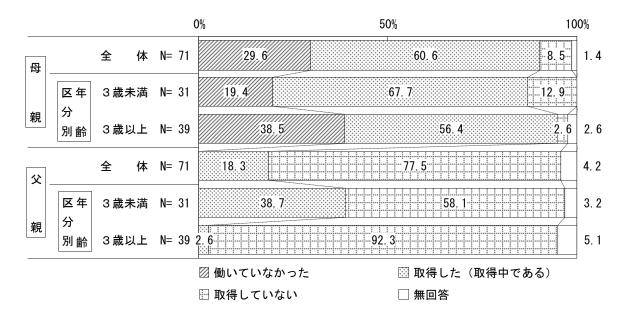
#### (14) 育児休業の取得について (就学前児童のみ)

#### ① 育児休業の取得の有無

子どもが生まれた時に育児休業を取得したかたずねたところ、母親の60.6%、父親の18.3%が「取得した(取得中である)」と回答しています。

年齢区分別にみると、母親、父親ともに3歳以上に比べ3歳未満の「取得した (取得中である)」が高くなっており、育児休業の取得が進んでいることが読み取れ ます。

図表57 育児休業の取得の有無(令和6年)

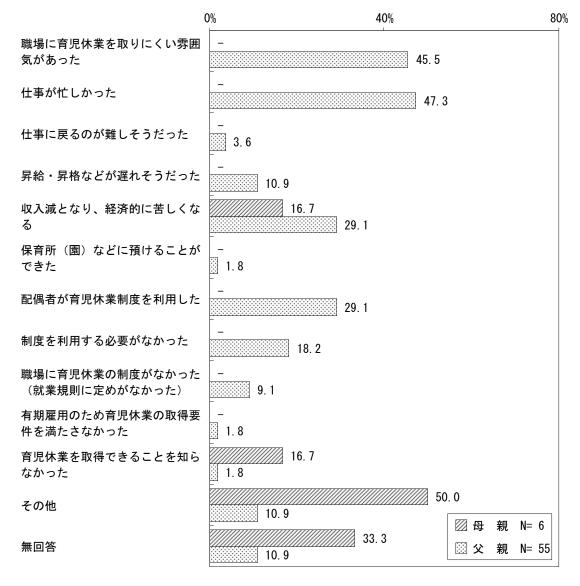


#### ② 育児休業を取得していない理由

前項で育児休業を「取得していない」と回答した人にその理由をたずねたところ、 母親は、具体的な項目の中では「収入減となり、経済的に苦しくなる」及び「育児 休業を取得できることを知らなかった」が16.7%となっています。

また、父親は、「仕事が忙しかった」が47.3%と最も高く、次いで「職場に育児 休業を取りにくい雰囲気があった」が45.5%などの順となっています。

図表58 育児休業を取得していない理由(令和6年、複数回答)



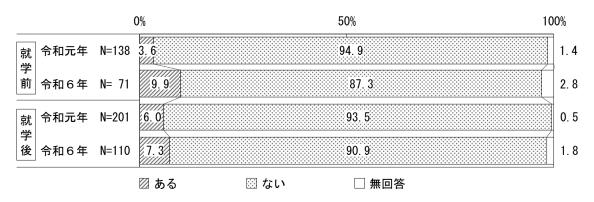
(注) 今回の調査では「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」「子育てや家事に専念するため退職 した」「産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した」という選択肢が用意されていた が、回答はなかった。

#### (15) 児童虐待について

#### ① 虐待やその疑いのある現場を見たり聞いたりしたこと

身近で虐待やそれを疑うような現場を見たり、聞いたりしたことがあるかたずねたところ、「ある」は就学前児童で9.9%、就学後児童で7.3%となっており、どちらも令和元年の調査に比べ上昇しています。

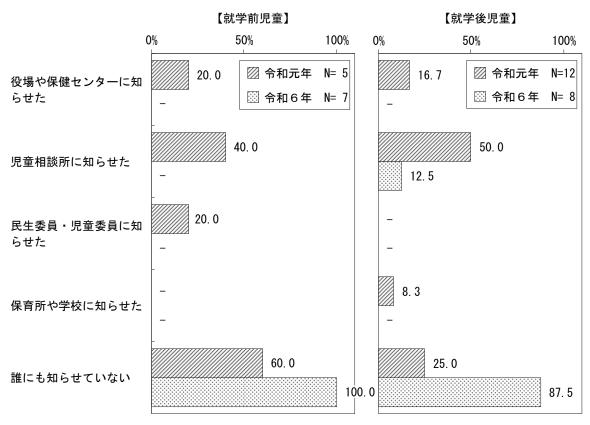
図表59 虐待やその疑いのある現場を見たり聞いたりしたこと



#### ② 虐待やその疑いのある現場について誰かに知らせたか

前項で「ある」と答えた人に、そのことを誰かに知らせたかたずねたところ、「誰にも知らせていない」が非常に高くなっており、就学前児童は100%、就学後児童は87.5%となっています。

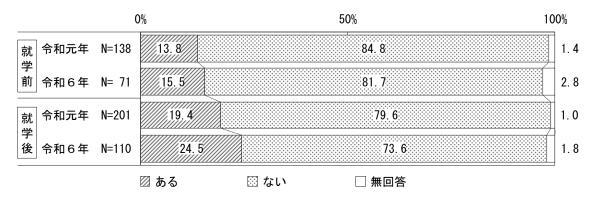
図表60 虐待やその疑いのある現場について誰かに知らせたか (複数回答)



#### ③ 虐待をしてしまったことの有無

子育てをする上で、過去に虐待にあたる行為をしてしまったことがあるかたずねたところ、「ある」は就学前児童で15.5%、就学後児童で24.5%となっており、どちらも令和元年の調査に比べ上昇しています。

図表61 虐待をしてしまったことの有無

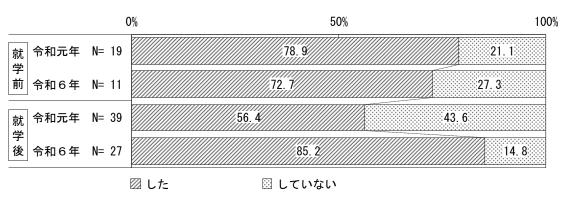


#### ④ 虐待をしてしまったことについての相談

前項で「ある」と回答した人に、虐待をしてしまったことについて誰かに相談したかたずねたところ、就学前児童では「した」が72.7%を占めているものの、「していない」が27.3%となっており、令和元年の調査に比べ6.2ポイント上昇しています。

また、就学後児童では、「した」が85.2%、「していない」が14.8%となっており、 令和元年の調査に比べ「していない」が28.8ポイントと大幅に低下しています。

図表62 虐待をしてしまったことについての相談



#### 4 本村の現状からみえる課題

#### (1) 切れ目のない子育て支援

- ○子育ての負担感をどのように感じるかたずねたところ、《負担に感じる》と答えた人は就学前児童、就学後児童ともに60%以上を占めており、どちらも令和元年の調査に比べ8ポイント以上上昇しています。 〈27頁〉
- ○子育てをする上でどのような時に困るかたずねたところ、就学前児童、就学後児童ともに「気持ちに余裕がなく、休みたい時」が最も高くなっており、令和元年の調査に比べ15ポイント以上と大幅に上昇しています。 〈29頁〉
- ○子育てに関する情報の入手先についてたずねたところ、令和元年の調査と比較すると、就学前児童、就学後児童ともに「WEBサイト」や「インターネット等」といったインターネットに関する項目が上昇しています。 〈33頁〉
- ○本村で行っている子育てに関する事業の認知度について、令和元年の調査と比較すると、「⑩放課後児童クラブ」を除くすべての項目において認知度が低下しています。
- ◆子育てを負担に感じたり、気持ちに余裕がなく追い込まれたりしている保護者が増えていることが読み取れます。保護者が過度な使命感や負担感を抱くことなく、ゆとりをもって子どもや子育てに向き合えるよう切れ目のない支援を実施することが求められています。
- ◆妊娠、出産、産後、子育てといったライフステージの変化に対して切れ目なく支援 するために、医療・保健・福祉・教育等の関係機関との連携体制のさらなる強化が 重要となります。
- ◆また、村で行っている子育てに関する事業について、それを必要とする住民に対し 正しく情報を届けるための情報提供を実施することも重要です。情報の入手にイン ターネットを利用する保護者が増えてきており、今後SNS等を活用した情報提供 体制の拡充を図ることが大切です。

#### (2) 保育の質の向上

- ○本村の保育所の利用率の推移をみると、令和4年度までは低下していたものの、その後は50%台後半で推移しています。 〈22頁〉
- ○本村の認定こども園の利用率の推移をみると、令和4年度は低下したものの、令和 5年度には90.5%まで上昇しています。 〈23頁〉
- ○就学前児童において、平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人は80.3%を占めており、その内訳は「認可保育所」及び「認定こども園」が最も高くなっています。 〈30頁〉
- ○就学前児童において、平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業をたずねたところ、「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」などの順になっていますが、令和元年の調査に比べ「ファミリー・サポート・センター」「小規模な保育施設」などが8ポイント以上上昇しています。 〈31頁〉
- ○今後、新たに幼稚園や保育園等を選ぶことを想定した場合に重視することとしては、「通園距離や立地条件」が最も高く、次いで「教育方針や保育方針の内容」、「保育に伴うサービス」などの順となっています。
  〈32頁〉
- ◆本村には認可保育所及び認定こども園が1か所ずつ整備されており、多くの乳幼児がそのどちらかを利用しています。その利用率をみると、令和5年度時点では認可保育所はまだ余裕があるものの、認可保育所を利用したいと考える保護者も多くな
  - っており、ニーズを踏まえた教育・保育の提供体制の確保を進めなければなりません。
- ◆新たに幼稚園や保育園等を選ぶ際に、通園距離や立地条件だけではなく、教育方針 や保育方針の内容、保育に伴うサービスを重視する保護者も多くなっています。教 育・保育の提供体制の確保にあたっては、ただ量を確保するのではなくその質や内 容についても充実させることが大切です。
- ◆また、本村では整備していないファミリー・サポート・センターや小規模保育施設 のニーズが上昇しています。今後、保護者が気軽に安心して利用することができる 教育・保育事業等の預け先など、ニーズに対応できる体制を整備する必要がありま す。

#### (3) 放課後の子どもの居場所

- ○本村の放課後児童クラブの利用児童数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度には58人の利用がありました。 〈24頁〉
- ○就学前児童のうち子どもが5歳以上の人に、就学後に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、低学年の時、高学年になった時のどちらにおいても「放課後児童クラブ」が最も高くなっています。 〈39頁〉
- ○就学後児童の放課後の過ごし方をみると、低学年、高学年ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事・塾」の順となっていますが、低学年は「放課後児童クラブ」も高くなっています。 〈39頁〉



- ◆本村では、放課後児童クラブの利用児童数が増加傾向にあります。今後さらに利用 児童が増加することも考えられるため、放課後の子どもの居場所を適切に提供でき る体制の構築をさらに進めなければなりません。
- ◆アンケートの結果をみると、就学前児童において放課後児童クラブの利用意向は高くなっている一方で、就学後児童の実際の放課後における放課後児童クラブの利用は就学前児童の利用意向に比べ低くなっています。共働きの世帯が増加していることなども踏まえつつ、放課後児童クラブの適切なニーズ量を把握していくことが大切です。

#### (4) 育児休業の取得及び取得後の職場復帰

- ○育児休業について、母親、父親ともに取得する人が増加傾向にあることが読み取れる一方で、父親の「取得した(取得中である)」は母親に比べて大きく下回っています。
  〈40頁〉
- ○父親が育児休業を取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」「職場に育児 休業を取りにくい雰囲気があった」といった仕事や職場に関する項目が高くなって います。 〈41頁〉



- ◆育児休業の取得については両親ともに進んでいるものの、父親の育児休業の取得率 は母親に比べて低くなっています。父親の育児休業を取得していない理由について は仕事に関する項目が多く選ばれており、企業等に向けた広報・啓発を進めつつ、 父親の家事や子育てへの参画を促進することが必要です。
- ◆また、育児休業の取得を進めるためには、育児休業終了後に円滑に教育・保育事業 を利用できるよう、適切な環境整備と情報提供を行うことも重要となります。

#### (5) 子育てと仕事の両立

- ○令和2年の女性の年齢階級別就業率の推移をみると、20~50代にかけてM字カーブを描いていますが、平成27年と比較すると解消傾向がみられます。 〈18頁〉
- ○母親の就労状況をみると、就学前児童、就学後児童ともに令和元年の調査に比べ就 労している人の率が高くなっています。 〈27頁〉
- ○子育てで負担に感じる内容については、就学前児童、就学後児童ともに令和元年の 調査に比べ「仕事との両立がつらい」が8ポイント以上上昇しています。 〈28頁〉



◆就労する母親や共働き世帯の増加にともない、子育てと仕事の両立に悩む保護者が増えています。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現し、仕事と子育てが両立できるよう、子育て支援体制を拡充するとともに、さらなる広報・啓発を進めていくことが重要です。

#### (6) 子ども一人ひとりの特性や環境に応じた支援

- ○令和2年現在、本村の18歳未満親族のいる母子世帯は9世帯、18歳未満親族のいる 父子世帯は4世帯で、平成27年に比べ増加しました。 〈16頁〉
- ○虐待やそれを疑うような現場を見たり、聞いたりしたことが「ある」という人の率が就学前児童、就学後児童ともに上昇している一方で、そのことを誰かに知らせたかについては、「誰にも知らせていない」が突出して高くなっています。 〈42頁〉
- ○子育てをする上で、過去に虐待にあたる行為をしてしまったことが「ある」という 人の率が就学前児童、就学後児童ともに上昇している一方で、そのことについて誰 かに相談したかたずねたところ、就学前児童では「していない」が6.2ポイント上 昇しています。 〈43頁〉



- ◆ひとり親世帯は経済的困窮に陥りやすいだけではなく、仕事と子育てを一人で行わなければならないことによる「時間の貧困」など、様々な課題を抱えています。経済的な自立の実現を目指しつつ、個別の二一ズに対応できる相談支援体制の強化が必要です。
- ◆虐待やそれを疑うような現場について誰にも伝えていない人や、虐待にあたる行為をしてしまっても相談していない人が増加していると考えられます。虐待行為を見かけた時にすばやく連携して支援できる体制の整備や、子育ての困難や不安を軽減するために気軽に相談できる環境づくりを促進し、さらなる虐待防止に努めなければなりません。
- ◆さらに、障がい児やヤングケアラーなど、全国的に子どもを取り巻く課題は複雑化 しています。本村においても、支援が必要な子どもの現状について把握するととも に、一人ひとりの特性や環境に応じた適切な支援が図れるよう、関係機関との連携 体制をより強化することが大切です。

#### 5 飛島村日本一健康長寿村研究会による提言

飛島村日本一健康長寿村研究会において、本計画策定に向けた調査を実施し、計画策 定の方向性に関して提言書がとりまとめられました。提言書の内容は以下の通りです。

#### (1) 教育機会の充実

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが充実した教育支援を受けることへの期待の声がありました。住み慣れた地域で、幼児期から学童期と切れ目なく、共に学び合い、育ち合う教育機会の確保や環境づくりが求められます。全ての子どもが共通の場所やイベントを通じて交流し、理解を深めることで、皆が共に成長できる環境の整備と社会資源の効果的な活用が求められています。

#### (2) 福祉サービスの拡充

気軽に頼めるサポート体制、託児サービスの拡充、福祉支援サービスへのアクセス、 専門職の専門性向上についてのニーズがありました。環境や年齢、障がいの有無にか かわらず、全ての村民が必要なサービスを利用できることが求められています。

#### (3) 子どもを中心とした統合的支援

障がいや困り感の有無に関わらずすべての子どものニーズに応じた支援を提供する ことが期待されます。地域全体で包括的な支援体制を構築し、支援プログラムの評価 とフィードバックを定期的に行うことで、継続的な改善を図ることが望まれます。

0~6歳児の保護者の32.4%が子育て支援センターを利用しています(34頁図表46参照)。

## 第3章

## 計画の基本理念、施策体系

#### 1 基本理念

「飛島村日本一健康長寿村研究会 第3期子ども・子育て支援事業計画に向けた提言書」では、環境や年齢、障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもを中心とした地域全体での包括的な支援体制の構築が望まれている、とされています。これは、国が目指している、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」に通ずるものです。

その実現のためには、子どもは未来を担う存在であり権利の主体であるとの認識の下、子どもの発達段階や保護者のライフステージ等に応じた支援を実施するとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く保健センター、子育て支援センター、保育所・認定こども園、学校、児童クラブ、児童館などの保健福祉機関及び教育機関の連携の強化が必要になります。

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法やこども基本法の目的、子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第2期計画を継承しつつ、飛島村の未来を担う子どもたちへの思いも加味し、『家庭・地域が育てる 心豊かな子どもが育つ 安全で安心なむらとびしま』を基本理念とします。

基本理念家庭・地域が育てる心豊かな子どもが育つ安全で安心なむら とびしま

#### 2 基本的な視点

本計画においては、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえ、次の3 つの基本的な視点から、子育て支援施策を通した取り組みを行います。

#### 

未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが、その心身の状況、置かれている環境等にかかわらず大事にされ、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

#### 

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的 認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、十分な子ども・子育 て支援を行い、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりに取り組み ます。

#### ③ 地域の視点 ・・・・・・・・

地域が保護者に寄り添うことで、子育てに対し負担や不安、孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担を抱いたりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に努めます。

# 家庭

#### 施策1

幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

#### 施策2

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制 の確保

#### 施策3

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設 等の円滑な利用の確保

#### 施策4

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関 する関係機関との連携

#### 施策5

労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の 整備に関する施策との連携

#### 施策6

子どもがすこやかに育つむらづくりに向けた取組の推進

- (1) 切れ目のない子育て支援体制の整備
- (2) 包括的な子育て支援
- (3) 子育て支援サービスの使いやすさ向上
- (4) 安心安全な子育て環境づくり

#### 54

## 第4章

## 施策の展開

### 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

#### (1) 量の見込みの推計と確保策等の設定方法

本村は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、 各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み(必要量)を設定し、見込みに 応じた確保方策(確保の内容・量)及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保策等の設定の流れは、次のとおりです。

#### ① 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

#### ② 計画期間における子どもの数の推計

本計画においては、計画期間における各年度の子どもの数を、令和2~6年の住民基本台帳人口を基礎データとしてコーホート変化率法により推計します。

#### ③ 家庭類型の分類

計画策定に先立ち実施したニーズ調査の結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況等を踏まえて、回答者の家庭を子どもの年齢別に8種類の家庭類型に分類します。

④ 各事業(幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業)の利用意向率の推計 各事業(幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業)について、ニーズ調 査結果に基づき、子どもの年齢別・事業対象者に該当する家庭類型別に利用意向率を推 計します。

#### ⑤ 量の見込みの推計

②で推計した各年度の子どもの数に④で推計算出した子どもの年齢別・家庭類型別の 事業の利用意向率を積算した上で、利用状況等の実態も勘案しつつ、各事業の量の見込 みを設定します。

#### ⑥ 量の見込みに対する確保方策等の設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を 確保するのか、確保方策(提供体制の確保の内容)及び実施時期を設定します。 家庭類型とは、ニーズ調査の結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無や親の 就労状況・就労意向を踏まえて、次のタイプAからタイプFまでの8種類に分類した ものです。家庭類型の分類方法は、図表63のとおりです。

図表63 家庭類型の分類方法

| 父親                | 母親      | 父親不在 | フルタイム<br>(産休・育<br>休・介護休業<br>中を含む) | (産休・育・ | パート<br>休・介<br>48時間<br>120時間 | 護休業  |      | 現在は就労<br>していない<br>就労したこ<br>とがない |
|-------------------|---------|------|-----------------------------------|--------|-----------------------------|------|------|---------------------------------|
| 母親不在              |         | タイプA |                                   |        |                             |      |      |                                 |
| フルタイム<br>(育休・介護休  | 業中を含む)  |      | タイプB                              | タイプ(   | 0                           | タ    | イプC' |                                 |
|                   | 120時間以上 |      | タイプC                              | タイプE   | ₌                           |      |      | <i>4 1</i>                      |
| パートタイム<br>(育休・介護休 | 48時間以上  |      |                                   |        |                             |      |      | タイプD                            |
| 業中を含む)            | 120時間未満 |      | タイプC'                             |        |                             | タ    | イプE' |                                 |
|                   | 48時間未満  |      |                                   |        |                             | · ·  |      |                                 |
| 現在は就労したことが        |         |      |                                   | タイプロ   |                             | タイプF |      |                                 |

#### (2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

本村の教育・保育提供区域の設定にあたっては、村域が22.43平方キロメートルで 比較的狭いこと、1つの義務教育学校において小中一貫教育を系統的に行っているこ とから、村全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

#### (3) 子どもの数の推計

各年度の推計の子どもの数( $0\sim11$ 歳)は、令和 $2\sim6$ 年の住民基本台帳人口を基礎データとしコーホート変化率法により推計しています。

図表64 計画期間の子どもの数の推計

単位:人

| 区分    | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|-------|------|------|------|---------|---------|
| O 歳   | 21   | 19   | 17   | 17      | 15      |
| 1歳    | 23   | 22   | 20   | 18      | 18      |
| 2歳    | 19   | 25   | 24   | 22      | 20      |
| 0~2歳  | 63   | 66   | 61   | 57      | 53      |
| 3 歳   | 30   | 19   | 25   | 24      | 22      |
| 4歳    | 35   | 31   | 19   | 26      | 25      |
| 5歳    | 28   | 33   | 29   | 18      | 24      |
| 3~5歳  | 93   | 83   | 73   | 68      | 71      |
| 6歳    | 45   | 29   | 34   | 30      | 19      |
| 7歳    | 37   | 45   | 29   | 34      | 30      |
| 8歳    | 32   | 37   | 45   | 29      | 34      |
| 6~8歳  | 114  | 111  | 108  | 93      | 83      |
| 9歳    | 55   | 32   | 37   | 45      | 29      |
| 10 歳  | 45   | 55   | 32   | 37      | 45      |
| 11 歳  | 41   | 45   | 55   | 32      | 37      |
| 9~11歳 | 141  | 132  | 124  | 114     | 111     |
| 0~11歳 | 411  | 392  | 366  | 332     | 318     |

#### (4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設等の確保方策及び実施時期を設定します。

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は、図表65のとおりです。 図表65 乳幼児期の教育・保育

|    | 認定区分                 |   | 対象事業                     | 事業概要   |
|----|----------------------|---|--------------------------|--|
| 1号 | 子どもが満3歳以上<br>保育の必要なし | 専業主婦(夫)<br>家庭、就労時間<br>が短い家庭<br>共働きである<br>が、幼稚園利用<br>を希望する家庭 | 認定こども園                   | ・認定こども園(幼稚園と保育所の機能<br>を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育<br>標準時間(1日4時間程度)の幼児教<br>育を実施   |
| 2号 | 子どもが満3歳以上<br>保育の必要あり | 共働きの家庭  | 認定こども園<br>保育所            | ・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。<br>・両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。  |
| 3号 | 子どもが満3歳未満<br>保育の必要あり | 共働きの家庭  | 認定こども園<br>保育所<br>地域型保育事業 | ・認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。・両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。・地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)にて、上記と同様の対応。 |

#### ① 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保 方策及び実施時期を次のとおり設定します。

なお、「飛島村障害児福祉計画」において、特定教育・保育施設及び児童クラブにおける障がい児数の見込みを定めていることから、飛島村障害児福祉計画との整合性を確保し、協議・調整しながら量の見込み及び確保方策を設定します。

図表66 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位:人

| 区分                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み                 | 10    | 9     | 8     | 8      | 8      |
| 確保方策                  | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| 特定教育・保育施設<br>(認定こども園) | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |

単位:人

| 区 分                   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み                 | 84    | 76    | 68    | 64     | 67     |
| 確保方策                  | 90    | 90    | 90    | 90     | 90     |
| 特定教育・保育施設<br>(認定こども園) | 54    | 54    | 54    | 54     | 54     |
| 特定教育・保育施設<br>(保育所)    | 36    | 36    | 36    | 36     | 36     |

【3号認定(O歳)】 単位:人

| 区 分                   | 令和7年度 | 令和8年度        | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|--------------|-------|--------|--------|
| 量の見込み                 | 4     | 4            | 3     | 3      | 3      |
| 確保方策                  | 25    | 25           | 25    | 25     | 25     |
| 特定教育・保育施設<br>(認定こども園) | 15    | 15           | 15    | 15     | 15     |
| 特定教育・保育施設<br>(保育所)    | 10    | 10           | 10    | 10     | 10     |
| 地域型保育事業               | _     | <del>-</del> | _     | _      | _      |

#### 【3号認定(1・2歳)】

単位:人

| 区分                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み                 | 35    | 40    | 37    | 35     | 33     |
| 1 歳児                  | 16    | 16    | 14    | 13     | 13     |
| 2 歳児                  | 19    | 24    | 23    | 22     | 20     |
| 確保方策                  | 65    | 65    | 65    | 65     | 65     |
| 特定教育・保育施設<br>(認定こども園) | 21    | 21    | 21    | 21     | 21     |
| 特定教育・保育施設<br>(保育所)    | 44    | 44    | 44    | 44     | 44     |
| 地域型保育事業               | _     | _     | _     | _      | _      |

#### ② 0~2歳児童の保育利用率

 $0\sim 2$ 歳児の保育利用率は、国から示された基本指針等に従い、推計した各年度  $0.0\sim 2$ 歳の子どもの数に対する 3 号認定の教育・保育事業の利用児童数(量の見込み)の割合を元に、図表67のとおり定めます。

図表67 0~2歳児の保育利用率

| 区分                        | 令和7年度 | 令和8年度 令和9年度 |       | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------------|-------|-------------|-------|--------|--------|
| 0~2歳児人口(人)                | 63    | 66          | 61    | 57     | 53     |
| 3号認定の教育・保育事<br>業の利用児童数(人) | 39    | 44          | 40    | 38     | 36     |
| 保育利用率(%)                  | 61. 9 | 66. 7       | 65. 6 | 66. 7  | 67. 9  |

#### (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国が定める地域子ども・子育て支援事業の一覧は、図表68のとおりです。これらの 事業について、本村におけるニーズや提供体制の実情を踏まえた量の見込みを設定し、 確保方策及び実施時期を設定します。

図表68 地域子ども・子育て支援事業の概要

| 対象事業                               | 事業概要  | 対象者                        |
|------------------------------------|---|----------------------------|
| 時間外保育事業<br>(延長保育事業)                | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時<br>間以外に保育を行う事業   | 0~5歳                       |
| 放課後児童健全育成事業<br>(児童クラブ)             | 放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生<br>に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業   | 義務教育学校前期課程(1<br>~6年生)      |
| 子育て短期支援事業                          | 親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)                          | ○~18歳                      |
|                                    | 保育園 (所) 等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供<br>等を実施する事業                                      | 0~2歳                       |
| 一時預かり事業                            | 一時預かり(幼稚園型)   | 認定こども園・幼稚園に通<br>園する1号認定子ども |
|                                    | 保育園(所)その他の場所での一時預かり   | 0~5歳                       |
| 病児保育事業                             | 病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的<br>に保育する事業   | ○ ~12歳                     |
|                                    | 依頼会員と援助会員で構成する、子どもの送迎・<br>預かりサービス等の相互援助活動に関する連絡や<br>調整を行う事業                                     | O ~12歳                     |
| 利用者支援事業                            | 妊婦やその配偶者、または子どもやその保護者の<br>身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支<br>援事業等から適切なものを選択し円滑に利用でき<br>るよう支援を行う事業        | ○ ~12歳                     |
| 乳児家庭全戸訪問事業                         | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の<br>把握を行う事業  |                            |
| 養育支援訪問事業                           | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を<br>訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことに<br>より、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事<br>業                 | 査未受診や望まない妊娠等               |
| 妊婦健康診査                             | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業       |                            |
| 実費徴収に係る補足給付<br>を行う事業               | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業 |                            |
| 多様な主体が本制度に参<br>入することを促進するた<br>めの事業 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業                   | 事業者                        |

| 子育て世帯訪問支援事業               | 訪問支援員が家事や子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等を支援する事業                                    |   |
|---------------------------|---|---|
| 児童育成支援拠点事業                | 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、その居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業 | 家庭における養育環境に関して課題がある、または家庭以外にも居場所のない学齢期以降の児童及びその保護者                    |
| 親子関係形成支援事業                | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じた情報提供や相談・助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談や情報交換ができる場を設ける等の支援を行う事業 | 保護者に監護させることが<br>不適当である児童及びその<br>保護者、または養育を支援<br>することが必要な児童及び<br>その保護者 |
| 妊婦等包括相談支援事業               | 妊婦及びその配偶者等に対し、面談等によりその<br>心身の状況や置かれている環境等を把握するとと<br>もに、情報提供や相談等の支援を行う事業   | 妊婦及びその配偶者   |
| 産後ケア事業                    | 出産後1年以内で、心身の不調や育児不安等があるなど支援が必要な母親及びその子どもに対し、<br>入所型、通所型、訪問型の3種類の方法で母親へ<br>の身体的・心理的支援や育児指導・社会的資源の<br>紹介等を行う事業        | 出産後1年以内の産婦及び<br>乳児  |
| 乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度) | 保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の<br>就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設<br>を利用することができる制度(令和8年度以降は<br>新たな給付制度として位置づけ)                       | 〇歳6か月~2歳  |

#### ① 時間外保育事業(延長保育事業)

保育所や認定こども園等で通常の利用時間以外に保育を行う事業です。

本村では、既存の保育所及び認定こども園では実施していませんが、ニーズ調査 の結果より若干の需要が認められたため、計画期間中において実施の可能性につい て検討します。

図表69 時間外保育事業の量の見込みと確保方策

|       | 区分        | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人) | 8          | 7         | 6          | 6          | 6          |
| 確保方策  | 延べ利用人数(人) | _          | _         | _          | _          | _          |

#### ② 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動 を行う事業です。

確保方策は、量の見込みが国の基準(政省令)の40人で対応できると考えられる ことから、既存の1か所の児童クラブで量の見込みをすべて確保する設定としてい ます。

図表70 放課後児童健全育成事業 (児童クラブ) の量の見込みと確保方策

|       | 区 分       | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       | 延べ利用人数(人) | 59         | 57         | 58         | 57         | 56         |
|       | 1 年生      | 16         | 13         | 15         | 14         | 12         |
| 量     | 2年生       | 10         | 14         | 13         | 14         | 11         |
| 量の見込み | 3 年生      | 17         | 9          | 12         | 11         | 15         |
| 込み    | 4 年生      | 4          | 14         | 7          | 9          | 8          |
|       | 5 年生      | 8          | 3          | 9          | 4          | 7          |
|       | 6年生       | 4          | 4          | 2          | 5          | 3          |
|       | 延べ利用人数(人) | 59         | 57         | 58         | 57         | 56         |
|       | 1年生       | 16         | 13         | 15         | 14         | 12         |
| 確     | 2年生       | 10         | 14         | 13         | 14         | 11         |
| 確保方策  | 3年生       | 17         | 9          | 12         | 11         | 15         |
| 策     | 4年生       | 4          | 14         | 7          | 9          | 8          |
|       | 5年生       | 8          | 3          | 9          | 4          | 7          |
|       | 6 年生      | 4          | 4          | 2          | 5          | 3          |

#### ③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

図表71 子育て短期支援事業 (ショートステイ) の量の見込みと確保方策

|       | 区分           | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人日/年) | 4          | 4          | 3          | 3          | 3          |
| 確保方策  | 延べ利用人数(人日/年) | 4          | 4          | 3          | 3          | 3          |

#### ④ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や特定教育・保育施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

本村においては、平成30年度に開設した子育て支援センターで、既存の児童館の 事業とともに子育て中の親子の交流・育児の支援等を図ります。

図表72 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)

| 区分           |              | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み        | 延べ利用人数(人日/月) | 268        | 281        | 259        | 242        | 225        |
|              | 延べ利用人数(人日/年) | 3, 216     | 3, 372     | 3, 108     | 2, 904     | 2, 700     |
| <b>本</b> 伊士生 | 設置か所数(か所)    | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 確保方策         | 提供量(人日/年)    | 3, 216     | 3, 372     | 3, 108     | 2, 904     | 2, 700     |

#### ⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児 または幼児について、主として昼間において、特定教育・保育施設やその他の場所 で一時的に預かる事業です。

このうち、認定こども園・幼稚園に通園する1号認定子どもの園児を主な対象とする「一時預かり(幼稚園型)」については、本村においては量の見込みが抽出されていないことから、本計画期間中の実施は予定していません。

その他の場所における一時預かり事業の確保方策は、既存の保育所及び認定こど も園で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表73 保育園(所)その他の場所での一時預かり事業の量の見込みと確保方策 単位:人日/年

|       | 区分                                  | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人日/年)                        | 12         | 12         | 12         | 12         | 12         |
|       | 延べ利用人数(人日/年)                        | 12         | 12         | 12         | 12         | 12         |
|       | 一時預かり事業<br>(幼稚園型を除く)                | 12         | 12         | 12         | 12         | 12         |
| 確保方策  | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事<br>業を除く) | _          | _          | _          | _          | _          |
|       | 子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ)            | _          | _          | _          | _          | _          |

#### ⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院または特定教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を特定教育・保育施設の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

本村では、体調不良児対応型として平成29年度より幼保連携型認定こども園飛島保育園で実施しています。また、第一保育所においても計画期間中の実施を検討します。

図表74 病児保育事業の量の見込みと確保方策

|                 | 区分                           | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-----------------|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み           | 延べ利用人数(人日/年)                 | 142        | 136        | 122        | 115        | 115        |
|                 | 延べ利用人数(人日/年)                 | 142        | 136        | 122        | 115        | 115        |
| 確保方策            | 病児保育事業                       | 142        | 136        | 122        | 115        | 115        |
| <b>是</b> 你/// 木 | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業) | _          | _          | _          | _          | _          |

#### ⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本村では令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、計画期間中において児 童の預かり等の希望に対応する体制整備について検討します。

#### ⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、妊婦やその配偶者、または子どもや子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

当事業については、村のすこやかセンター内保健環境課及び子育て支援センター が同様の役割を担っていますが、計画期間中の実施を検討していきます。

また、地域の実情に応じて定める区域ごとに設置し、子育てに関する相談の実施 や必要な助言を行う「地域子育て相談機関」については、計画期間中においてその 整備について検討します。

#### 9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が 訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業で す。

本村においては、引き続き全戸訪問ができる体制を確保していきます。

図表75 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

|       | 区分      | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 訪問件数(件) | 21         | 19         | 17         | 17         | 15         |
| 確保方策  | 訪問件数(件) | 21         | 19         | 17         | 17         | 15         |

#### ⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

本村では、保健センターと子育て支援センターが連携して相談支援を実施することにより対応することとしていますが、計画期間内の実施を検討していきます。

図表76 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

| 区分    |          | 令和<br>7 年度       | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |  |
|-------|----------|------------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 量の見込み | 訪問件数(件)  | 3                | 3          | 3          | 3          | 3          |  |
| 確保方策  | 実施体制 (人) | 3                | 3          | 3          | 3          | 3          |  |
|       | 実施機関     | 保健センター、子育て支援センター |            |            |            |            |  |

#### ① 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に 応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施して いる事業です。

確保方策は、既存の体制(医療機関での随時、個別健診)での実施を想定しています。

図表77 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

|       | 区分         | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |  |  |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|--|
| 量の見込み | 受診票交付人数(人) | 21         | 19         | 17         | 17         | 15         |  |  |
|       | 実施場所       | 愛知県内の医療機関  |            |            |            |            |  |  |
| 確保方策  | 実施体制       | 各医療機関への委託  |            |            |            |            |  |  |
| 唯体力束  | 検査項目       | 県内統一検査項目   |            |            |            |            |  |  |
|       | 実施時期       | 随時         |            |            |            |            |  |  |

#### ② 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等に応じ、特定教育・保育施設に対して保護者が支払う 給食費(副材料費)や教材費・行事費等を助成する事業です。

本村では、引き続き国等の動向も勘案しつつ、本事業を実施していきます。

#### ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本村では、既存施設において受給のバランスが保たれており、民間事業者の新規 参入については必要性が低いと考えられるものの、今後必要性が認められる場合に は導入を検討します。

#### (4) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本村では令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、養育について支援を必要とする家庭の実態把握に努め、実施について検討していきます。

図表78 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

|       | 区分           | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人日/年) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 確保方策  | 延べ利用人数(人日/年) | -          | -          | _          | _          | -          |

#### (5) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本村では令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、対象となる児童の状況 について把握しつつ、居場所となる場の整備について検討していきます。

図表79 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策

| 区分    |           | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 確保方策  | 延べ利用人数(人) | -          |            | ı          | -          | _          |

#### 16 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、 講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応 じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護 者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その 他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ること を目的とする事業です。

本村では令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、子育てに関して悩みや不安を抱える保護者とその児童の状況について把握しながら、ニーズに応じて実施を検討していきます。

図表80 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

| 区分    |           | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人) | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 確保方策  | 延べ利用人数(人) | -          | -          | _          | -          | -          |

#### ① 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し、面談の実施等によりその心身の状況や置かれている環境等を把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の支援を行う事業です。この事業は、出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として令和4年度から実施してきた事業が制度化されたものです。

本村では、妊娠届や出産届の提出時など、1組あたり3回の面談を実施しています。今後も面談を通じて現状の把握や情報提供、相談支援を実施し、切れ目のない 子育て支援体制の整備に努めます。

図表81 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

| 区分           |              | 令和<br>7 年度       | 令和<br>8年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------|--------------|------------------|-----------|------------|------------|------------|
|              | 妊娠届出数 (件)    | 21               | 19        | 17         | 17         | 15         |
| 量の見込み        | 1組あたり面談回数(回) | 3                | 3         | 3          | 3          | 3          |
|              | 面談実施合計回数(回)  | 63               | 57        | 51         | 51         | 45         |
| <b>体</b> 伊士华 | 面談実施合計回数(回)  | 63               | 57        | 51         | 51         | 45         |
| 確保方策         | 実施機関         | 保健センター、子育て支援センター |           |            |            |            |

#### 18 産後ケア事業

出産後1年以内で、心身の不調や育児不安等があるなど支援が必要な母親及びその子どもに対し、母親への身体的・心理的支援や育児指導・社会的資源の紹介等を行う事業です。令和6年6月の子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられました。

本村においては、令和6年度より開始した子育て家族支援事業により、支援が必要な産婦及びその子どもに対する支援を実施していきます。

図表82 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

| 区分    |              | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ利用人数(人日/年) | 24         | 24         | 21         | 24         | 23         |
| 確保方策  | 延べ利用人数(人日/年) | 24         | 24         | 21         | 24         | 23         |

#### ⑨ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和6年6月の子ども・子育て支援法の改正により創設された制度で、保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保 育施設を利用することができるようにする制度です。

本村においては、法律に基づく新たな給付制度となる令和8年度からの実施に向けて、提供体制の整備に努めます。

#### (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、 保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

## 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体 制の確保

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供する必要があります。

本村においては幼保連携型認定こども園飛島保育園で教育・保育の一体的提供を実施しているところですが、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労している母親や共働き世帯が増加していることから、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、必要に応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供のさらなる推進について検討していきます。

# 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休、育休明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育児休業満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者のニーズに対応できる環境の整備に努めます。

# 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する関係機関との連携

本村は、子どもの権利擁護という視点の下で、児童虐待防止に向けて地域の関係機関と連携しつつ、地域において気軽に相談できる体制のさらなる強化、虐待の早期発見及び迅速かつ的確な対応のための環境整備に努めます。また、ひとり親家庭の総合的な自立を支援するために、子育て・生活支援や経済的な支援に取り組みます。

さらに、障がい児など特別な支援が必要な子どもについても、県が行う施策との連携 を図りつつ、各関係機関との連携を密にしながら村の実情に応じた施策を展開します。

# 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本村においては、男女がともに仕事と家庭・地域活動等を両立できる環境づくりに取り組んでいきます。今後も県や企業等と連携して、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発等、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。

## 6 子どもがすこやかに育つむらづくりに向けた取組の推進

本村では、子どもがすこやかに育ち、保護者が安心して子育てをすることができる環境の整備のため、次の4つの項目に取り組みます。

図表83 本村の子ども・子育て支援の体系図

#### (1) 切れ目のない子育て支援体制の整備

子ども自身の主体性を尊重し、育つ力を引き出し、育み、見守り、支える視点と継続的なかかわりを大切にし、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、保健センター、子育て支援センター、保育所・認定こども園、義務教育学校、児童クラブ、児童館などの保健福祉機関及び教育機関との連携を図り、切れ目のない子育てを支援します。

| 取組                         | 内 容   |
|----------------------------|---|
| 子育て世代包括支援センター事業            | 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的なサービスを提供します。また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、切れ目のない支援を提供します。 なお、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能をあわせ持ち、一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置については、今後検討を進めます。 |
| 子育て支援連携会議                  | 関係機関と連携し、子育て支援及び虐待予防の視点から情報を共有し、各関係機関が共通理解の上、切れ目の<br>ない支援を行います。   |
| 保育所・認定こども園と<br>義務教育学校の連携強化 | 保育所・認定こども園と義務教育学校の間で連携し、<br>保育環境から学習環境への円滑な接続を図ります。   |
| 関係機関で構成するネッ<br>トワークの推進     | 子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育<br>成に向けてより一層連携を強化して行動できるよう、関<br>係機関のネットワークづくりを促進します。   |
| 保健衛生連絡会                    | 保健センター、保育所・認定こども園、義務教育学校<br>が連携し、保健事業計画の報告、次年度の保健事業計画<br>について情報共有を行います。   |

#### (2) 包括的な子育て支援

親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境の整備を図ります。また、専門職に気軽に相談できる場や、アウトリーチ(積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること)による訪問相談等、必要に応じて適切な助言を受けられる仕組みづくりを進めます。

| 取 組                              | 内 容  |
|----------------------------------|--|
| 地域子育て支援拠点事業                      | 子育て支援センターを地域子育て支援拠点に位置づけ、地域の就学前の子どもやその保護者、妊婦に対して、安心して立ち寄り、遊びや交流ができる場所と機会を提供するとともに、子育てについての相談を受けることや、情報の提供、助言その他の援助を行います。                             |
| パパママ <del>サ</del> ロン・<br>ファミリー教室 | 妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスに関する情報提供、<br>妊娠中の不安の軽減を図り、地域での仲間づくりを進めます。<br>パパママサロンは子育て支援センター、ファミリー教<br>室は保健センターにて実施しています。                  |
| 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)               | 義務教育学校の前期課程に在学する児童の保護者またはそれに代わる者が就労のため不在となる家庭の児童を対象に、放課後の生活及び遊びの場を提供することにより、児童の健全な発達を支援します。<br>より利用しやすい制度を目指すとともに、子どもにとってより安心して過ごしやすい環境になるよう検討を進めます。 |
| 子育て応援プランの作成                      | 母子健康手帳交付時に子育て応援プランを個別で作成し、妊娠期から専門職がかかわることにより、出産・子育てに関する不安を軽減します。<br>また、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者が安心して子育てできるよう支援します。   |
| 乳児家庭全戸訪問事業                       | 妊娠、出産、育児の不安の解消、健康の保持・増進を<br>図るため、保健師による家庭訪問を実施します。   |

| 取 組                       |     | 内 容   |  |  |
|---------------------------|-----|---|--|--|
| <b>- 子</b> 字 元 宏 佐 古 揺    | 宿泊型 | 子育てに関する不安や体調不良を抱える、支援が必要<br>な産後3か月以内の母親とその乳児に対し、医療機関に<br>宿泊してもらい、心身のケアや育児に関する相談等の支<br>援を実施しています。                            |  |  |
| 子育て家族支援<br>  事業<br>       | 通所型 | 産後1年以内の母親とその未就園の子どもについて、<br>子どものみまたは母子同伴で一時預かりをしています。<br>また、未就園かつ未就学の1歳以上の子どもについ<br>て、家族の介護や休養等を理由とする一時預かりの料金<br>を助成しています。  |  |  |
| 一時保育事業                    |     | 保護者の急病時や就労、子育て負担の軽減などの理由<br>で、緊急・一時的に保育が必要な子どもを保育施設で預<br>かります。  |  |  |
| こども誰でも通園制度<br>(乳児等通園支援事業) |     | 満3歳未満で保育所等に通っていない子どもに対し、<br>月一定時間まで保育施設を利用できるようにする制度で<br>す。本村においては、令和8年度からの実施に向けて供<br>給体制を整備します。                            |  |  |
| 各種相談事業                    |     | 助産師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理<br>士、言語聴覚士による相談を行います。身体計測、発<br>達・発育相談、離乳食・幼児食、歯科などの相談に応じ<br>ます。                                    |  |  |
| 教育支援教室「きらり」               |     | 不登校傾向にある子どもに学習機会を提供するための<br>居場所を提供するとともに、保護者の不安を軽減するた<br>め、教育相談や関係機関との連携を行います。  |  |  |
| 就学相談                      |     | 学校生活で不安がある児童の就学先の相談を実施しています。現在通っている保育所・保育園の先生、療育担当談 当者、保健師、公認心理士などの関係機関の意見や保護者の意向を踏まえつつ、通常学級・特別支援学級・特別支援学校などの就学先の相談を行っています。 |  |  |

#### (3) 子育て支援サービスの使いやすさ向上

支援が必要な人に子育て支援情報を入手しやすい環境を整備するとともに、子育て家庭が子育て支援サービスや施設を利用しやすいよう、移動支援の実施や利便性の向上を図ります。

| 取 組                         | 内 容   |
|-----------------------------|---|
| 子育て支援情報の集約と多<br>様な媒体による情報発信 | 村公式ホームページ及び広報とびしまによる情報発信の実施や、子育て支援施策についてまとめた「飛島村子育てガイドブック」を作成・配布するとともに、母子健康手帳交付時や村外からの転入手続時に本村の母子保健事業及び子育て支援事業について情報提供を行います。              |
| 妊産婦及び子育てタクシ<br>一料金助成事業      | 妊産婦及び子育て中の保護者が安心して移動できるよ<br>う、タクシー料金の一部を助成します。  |
| 就園相談                        | 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の<br>集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教<br>育・保育施設を円滑に利用できるようサポートします。<br>さらに、関係機関との連絡・調整を行い、利用者目線<br>で一人ひとりに寄り添った子育て支援を実施します。 |
| とびしまほっと安心ダイ<br>ヤル           | 子育てや健康・医療などについて気軽に相談できるよう、医師・保健師・看護師などの専門スタッフが24時間365日電話での相談対応を行っています。  |

### (4) 安心安全な子育て環境づくり

子どもを危険から保護し、安全・安心な生活を送ることができるような環境の整備・拡充に努めます。

| 取組                   | 内 容  |
|----------------------|--|
| 「子ども110番の家」活<br>動の推進 | 子どもが危険に直面した際に、緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置をPTAや地域の方と進めるとともに、各家庭に「子ども110番の家」を明記した地図を配布し、緊急時の待機場所の周知を行います。 また、設置だけでなく、子どもの駆け込みに際して避難先としての対応を身につけられる体験訓練や啓発活動を、看板設置団体等を対象に実施します。 |
| 交通安全教室の開催            | 子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する<br>講話、横断歩道の正しい渡り方教室、自転車の安全な乗<br>り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得<br>を図ります。   |
| 事件情報等の迅速な提供          | 保護者への素早い情報伝達の手段として「きずなネット」を活用し、事前に登録した住民等に不審者や事件情報等について迅速に配信します。   |
| 通学路交通安全指導            | 子どもたちの登下校時に、通学路の主要場所において<br>見守る活動を推進します。   |
| 防犯・交通安全施設等の<br>整備    | 総合計画やその他関係する計画に基づき、子どもたちが安全安心に地域で暮らせる環境づくりを推進します。  |

## 第5章

## 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する村民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、村内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・認定こども園、義務教育学校、企業、村民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、子ども・子育て支援施策を展開するにあたっては、子どもに関わる機関のみならず関係機関と連携し、取り組んでいきます。

## 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を推進するため、「PDCAサイクル(策定・実行・評価・改善)」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

図表84 PDCAサイクル

